

第4期行財政改革推進プログラム

**平成21年度
実施計画**

**平成21年6月
秋 田 県**

目 次

■ 平成21年度実施計画の策定に当たって	1
----------------------------	---

I 財政運営システム改革

1 選択と集中による事業の抜本的な見直し	2
1. (1) 全事業のゼロベースからの見直し	
2. (2) 重複・類似事業の整理統合	
2 歳出の更なる見直し	6
3. (1) 人件費の縮減	
4. (2) 県債発行の抑制	
5. (3) 県単独補助金の廃止・縮減	
6. (4) 病院・大学等への繰出金等の縮減	
7. (5) 県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化	
8. (6) 投資事業の重点化	
9. (7) 一層の事業コストの削減	
10. (8) 予算執行段階の経費削減	
11. (9) 国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進	
3 歳入の確保対策	17
12. (1) 県税の収入率の向上	
13. (2) 未収金の解消による収入の確保	
14. (3) 使用料・手数料の見直しによる収入の確保	
15. (4) 県有資産の処分・貸付等による収入の確保	
16. (5) 企業広告の活用	
17. (6) 基金等の活用	
18. (7) ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保	
19. (8) 地方財政基盤の強化に向けた取組	
4 公会計改革の推進	27
20. (1) 企業会計の視点による資産・債務の管理・改革	
21. (2) 連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革	

II 行政運営システム改革

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制	29
22. (1) 職員数の更なる縮減	
23. (2) 政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備	
24. (3) 産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化	
25. (4) 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備	
26. (5) 県立病院の独立行政法人化の推進	
27. (6) こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進	
28. (7) 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・ 効果的な事業の推進	
29. (8) 庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立	
30. (9) 職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用	

2 知事部局以外の機関の改革	38
31. (1) 教育委員会の改革	
32. (2) 警察本部の改革	
33. (3) 各種行政委員会の改革	
34. (4) 議会事務局の改革	
3 柔軟で効率的な行政システム	43
35. (1) 政策等評価制度の見直し	
36. (2) 電子自治体の一層の推進	
37. (3) I T活用による一層の効率化	
38. (4) 業務改善の継続的な取組	
4 職員の資質向上	50
39. (1) 職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革	
40. (2) 能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充	

III 公共サービス改革

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進	54
41. (1) 市町村に対する更なる権限移譲の推進	
42. (2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	
43. (3) 地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ	
44. (4) 新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ	
2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大	59
45. (1) 社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進	
46. (2) 県民との協働を推進するための仕組みづくり	
47. (3) 自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備	
48. (4) 県民全体で支える森づくりの推進	
49. (5) 社会全体で支える子育て支援と教育の充実	
50. (6) アウトソーシングの拡大	
3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用	68
51. (1) 公共施設の有効活用の推進	
52. (2) 自治研修所の有効活用	
53. (3) 職員公舎・知事公舎のあり方検討	
4 県民視点、県民満足度向上の徹底	71
54. (1) 徹底した情報公開の推進	
55. (2) 新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進	
56. (3) 審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築	
57. (4) 適正な公共調達を行うための取組	
58. (5) 内部通報制度の充実	
59. (6) 職員の営利企業への再就職の制限	
5 第三セクターの徹底的な見直し	78
60. (1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	
61. (2) 経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進	
62. (3) 経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し	

平成 2 1 年度実施計画の策定に当たって

第 4 期行財政改革推進プログラムについては、前年度の実績を踏まえ、毎年度実施計画を策定して取組を進めることとしている。

平成 2 1 年度実施計画においては、新知事の政策方針を踏まえ、次の 2 点について、これまでの取組を改めることとした。

1 【一連番号 2 5】

市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備

地域振興局については、3 局への再編を前提とせず、本庁からの権限移譲や、県と市町村との機能合体の進展を踏まえ、行財政改革と行政サービス維持の両面の観点から見直しを行うこととする。

2 【一連番号 4 4】

新時代国土発展制度（1 国 2 制度）の導入に向けた国への働きかけ

今後予定される地方分権改革推進委員会第 3 次勧告の動向等を踏まえた上で、より実現性の高い地域間格差是正策の実施を国に働きかけていくこととし、これまで提言してきた異なる法人税率適用等のいわゆる「1 国 2 制度」としての要望活動は行わないこととする。

I 財政運営システム改革

1 「選択と集中」による事業の抜本的な見直し

(1) 全事業のゼロベースからの見直し

		一連番号	1
所管部課	総務企画部 財政課	TEL	1104

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 収支不足を解消し、基金の取り崩しに頼らない財政運営とするため、平成19年度予算の歳入・歳出の全般にわたって、真に必要なか否か、効率的に行われているかなどの観点から抜本的に見直します。
- ◎ これにより、平成19年度当初の収支不足額を、平成20、21年度の2カ年で解消し、平成22年度以降は、収支をほぼ均衡させ、一定の基金残高を確保し、安定した財政運営ができる体制とします。
- ◎ また、この財政改革で既存事業の縮減を図りながら、本県の自立と発展に向けた政策経費を確保します。

2 平成20年度の取組結果

- 収支不足を142億円改善 収支不足額 H19当初△290億円→H20当初△148億円
- 歳出は、19年度当初予算から270億円（一般財源ベース）を削減
- 本県の自立と発展に向け、重点施策を積極的に推進
政策予算に対する重点施策のシェア H19当初10.6% → H20当初14.6%

3 平成21年度の取組内容

① 収支不足の改善

- 2カ年で集中的に取り組む財政改革の2年目として、21年度当初予算では20年度当初予算の収支不足額148億円を93億円改善し、55億円まで減少させます。
- H21当初の収支不足目標額60億円を達成するとともに、歳入減の中にあっても、ゼロベースからの見直しで歳出削減を図ることにより、経済・雇用対策、重点施策の推進や社会保障経費の増にも対応します。
- 歳入については、地域雇用創出推進費の創設等により「地方交付税+臨時財政対策債」では前年比126億円の増となるが、県税の大幅な減により、一般財源全体で約9億円の減となる見込みです。
- 歳出については、人件費や事業経費などの縮減を図ることにより、一般財源で約116億円の縮減を図ります。
一方、重点施策の推進や社会保障関係経費が増加したことなどにより、一般財源で約48億円の増となります。

【歳入減】	9億円	県税、交付税等の減、臨財債の増
【歳出増加】	48億円	重点施策の推進、社会保障関係経費の増など
【歳出削減】	116億円	ゼロベースからの見直しによる縮減
【収支不足改善】	81億円	歳出削減138－（歳出増48＋歳入減9）

- 不足する55億円については、財政2基金の取り崩しで対応します。

② 歳出の削減

- 人件費については、定員適正化による定員縮減分のほか、給与の臨時的抑制措置の継続により、24億円の減とします。
- 公債費については、これまでの県債発行抑制によるもののほか、公的資金の高金利分の借換制度を適用すること等により、10億円の減とします。
- 経常経費については、庁費や施設維持管理経費などを原則として5%縮減することにより、12億円の減とします。
- 政策経費については、社会保障関係経費や税関係交付金等の義務的経費以外の、県の判断で削減可能な経費（県単独補助金など）を中心にゼロベースからの見直しを行うことにより、70億円の減とします。
- 公共事業費については、県内経済の状況を考慮し、これまでの補正による経済対策分も含め、前年度と同規模以上の事業費を確保します。

③ 重点施策の推進

- 社会保障関係経費が増加する中であっても、歳出の削減により、第4期実施計画の「未来投資戦略」とブロック計画の戦略プロジェクトに取り組む重点施策のための政策経費を確保します。
- 「選択と集中」の徹底を図ることにより、政策予算に対する重点施策の割合も増加させます。
- 特に、「子育て・教育力の強化」、「産業の成長力の強化」、「自立のためのセーフティネットづくり」、「自然と共生する社会づくり」、「自立・発展の仕組みづくり」に重点的に予算配分します。

※重点施策 事業費502億円

【子育て・教育力の強化】	204億円
【産業の成長力の強化】	162億円
【自立のためのセーフティネットづくり】	109億円
【自然と共生する社会づくり】	13億円
【自立・発展の仕組みづくり】	14億円

【更なる見直しに向けての取組】

○ スプリングレビューによる全事業の見直し

経常経費、政策経費にかかる全事業について、これまでの部局主体の取組を生かし、効率性、必要性等の観点から部局が主体となってゼロベースから事業の見直し（一次見直し）を行います。（5月～9月）

○ 予算編成を通じた見直し

各部局はスプリングレビューの取り組みを踏まえた予算要求を行うとともに、これを予算編成を通じてさらに精査（二次見直し）します。（10月～1月）

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■収支不足額：当初予算ベース ：決算ベース	億円	目 標	△290	△148	△60	—
		実 績	—	△80	0	—
			(19年度)	△148	—	—
				0	—	—
		達成率		100.0%	—	—
				200.0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■主要基金残高 (決算ベース)	億円	目 標	335	250	250	—	
		実 績	(19年度)	376	—	—	
		達成率		150.4%	—	—	

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■歳出削減目標 (一般財源ベース)	億円	目 標	—	270	125	—	
		実 績		270	—	—	
		達成率		100.0%	—	—	

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■政策経費に占める重点事業の割合 (当初予算ベース)	%	目 標	10.6	14.6	17.0	—	
		実 績	(19年度)	14.6	—	—	
		達成率		100.0%	—	—	

(2) 重複・類似事業の整理統合

一連番号 2

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 全事業を、休廃止を含めて整理統合し（事業件数を5割程度に縮減）、事業効果を高めるとともに、全体経費を縮減します。

2 平成20年度の実績結果

- 整理統合を促進し、事業件数を19年度の7割程度まで縮減
19年度当初 約2,100件 → 20年度当初 1,437件（△663件）

3 平成21年度の実績内容

平成21年度当初予算では、平成20年度当初予算の総事業数1,437件について、引き続き、目的が類似しているもの等について整理統合を進め、全体経費が圧縮する中であっても、事業効果を高めるようにします。

- **スプリングレビューによる整理統合**
経常経費、政策経費それぞれについて、部局が主体となって事業の整理統合を進めます。
（5月～9月）
- **予算編成を通じた整理統合**
各部局の整理統合案を精査するとともに、部局間の整理統合もあわせて検討します。
（11月～1月）

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
			20年度	21年度	22年度
■総事業件数	目 標	2,100	1,500	1,000	—
	実 績	(19年度)	1,437	—	—
	達成率		104.4%	—	—

2 歳出の更なる見直し

(1) 人件費の縮減

一連番号 3

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

1 プログラムに掲げる取組

- 定員適正化計画等の着実な推進により給与費を縮減するとともに、臨時的に給与カットを実施します。
- 社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、業務の特殊性が変化した手当等について見直しを行うとともに、旅費の見直しを行います。

2 平成20年度の取組結果

- **給与費の縮減**
平成23年度の知事部局職員3,500人体制に向け、定員適正化計画に従い職員数の縮減による給与費の縮減に取り組みました。(平成20年度以降も継続)
更なる財政改革の一環として、給与の臨時的な減額を実施しました。
(平成19年11月～平成22年3月)
- **各種手当等の見直し**
平成22年度までの見直しに向け、住宅手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当については、他の地方公共団体の動向等について調査し、その廃止を含めて検討しました。
- **管理職手当の見直し**
新たに主幹の職に昇任する職員への管理職手当を廃止し、班長を兼ねる職員のみを支給することしました。(平成20年4月～)
- **旅費の見直し**
通勤区間と重なる旅費の減額調整を徹底するとともに(平成19年12月～)、日当の廃止や走行距離に応じた車賃など、より旅行実態に即した支給となるよう旅費制度を改正しました。
(平成21年1月～)

3 平成21年度 of 取組内容

- **給与費の縮減**
平成23年度の知事部局職員3,500人体制に向け、定員適正化計画に従い職員数の縮減による給与費の縮減に取り組みます。
更なる財政改革の一環として、給与の臨時的な減額を平成22年3月まで継続実施します。
- **各種手当等の見直し**
住宅手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当について、他の地方公共団体の動向等について調査し、その廃止を含めて検討します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■給与カットを含めた人件費	目 標	1,645	1,551	1,561	1,573
	億 円	(19年度)	1,544	—	—
	達 成 率		107.4%	—	—

(2) 県債発行の抑制

一連番号 4

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 プログラムに掲げる取組

- 将来の財政負担を軽減するため、県債発行を抑制し、当初予算ベースでのプライマリーバランスの黒字（県債発行額を当該年度の公債費（元金償還額）の範囲内に抑制）を確保します。
また、3年間の取組期間内に決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を目指します。

2 平成20年度の取組結果

- **プライマリーバランスの確保**
公債費（元金償還額）760億円－県債発行額795億円＝△35億円
※地方再生対策費分の臨時財政対策債を除いた場合
公債費（元金償還額）760億円－県債発行額753億円＝7億円

3 平成21年度の取組内容

- **プライマリーバランスの確保（当初予算ベース）**
将来の公債費負担軽減のため、県債発行額を当初予算の公債費（元金償還額）の範囲内に抑制し、国の事情により発行せざるを得ない臨時財政対策債を除き、実質で131億円の黒字を確保します。

公債費（元金償還額）769億円－県債発行額1,087億円＝△318億円

※実質的な地方交付税増額のための臨時財政対策債を除いた場合
公債費（元金償還額）714億円－県債発行額583億円＝131億円

- 第4期行財政改革期間内には、決算ベースでの黒字も目指します。

(3) 県単独補助金の廃止・縮減

一連番号 5

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 プログラムに掲げる取組

- 福祉、産業、教育など、すべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の視点から見直します。
また、各種団体に対する運営費補助についても、例外なく見直しを行います。
- 本県の自立と発展に向けて真に必要なものについては、財政改革で財源を確保し、対応していきます。

2 平成20年度の実績結果

すべての分野の県単独補助金（19年度当初380件、約370億円）について、ゼロベースから見直し、70億円を縮減。

3 平成21年度の実績内容

すべての分野の県単独補助金（20年度当初329件、約350億円）について、ゼロベースから見直し、縮減を図るとともに、県民ニーズ等の観点から新設、増額が必要なものについては、積極的に対応します。

見直しの分類	件数	増減
終期設定等により廃止	55件	△11億円
県と市町村、団体等の役割分担の観点からの縮減	63件	△5億円
対象を重点化することにより縮減	29件	△24億円
効率的な事業執行の観点から縮減	99件	△11億円
縮減額 合計		△51億円
・県民ニーズ等に対応して増額	83件	31億円
・県民ニーズ等に対応して新設	36件	16億円

○ スプリングレビューによる取り組み

県単独補助金について、効率性、必要性等の観点から部局が主体となって見直し（一次見直し）を行います。（5月～9月）

○ 予算編成を通じた見直し

各部局の見直し案を予算編成を通じてさらに精査（二次見直し）します。（10月～1月）

- 市町村や関係団体には、丁寧な説明・協議を行います。（5月～1月）

4 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■補助金の縮減額（増額分を除く）	目標	△13	△70	△30	—
	実績	(19年度)	△70	—	—
	達成率		100.0%	—	—

(4) 病院・大学等への繰出金等の縮減

(県立病院)

一連番号	6
	(1)

所管部課	健康福祉部 医務薬事課
------	-------------

TEL	1401
-----	------

1 プログラムに掲げる取組

- 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの収益性の向上と経費の削減を図るため、「新中期経営計画」及び「経営改善アクションプラン」に基づき、計画的に経営改善を推進します。

2 平成20年度の取組結果

〈脳血管研究センター〉

- リハビリ医療の提供
- 外部講師による病院経営に関する研修会の開催
- 診療材料等の購入費の縮減

〈リハビリテーション・精神医療センター〉

- 充実したリハビリ医療の確立
- 病床利用率の向上
- 「病院機能評価ver5.0」の受審のための準備
- 外部講師による病院経営に関する研修会の開催
- 外部専門家を含めた運営懇談会による経営評価

3 平成21年度の取組内容

地方独立行政法人秋田県立病院機構（平成21年4月1日設立）に対し、県が定めた中期目標を達成するため、中期計画に沿って、さらなる経営改革を進めることにより、収入の確保や、費用の節減をし、財務内容の改善を図ることを求めます。

【収入確保のための取組】

- ① 医療サービスの充実
 - 〈脳血管研究センター〉
 - ・回復期リハビリテーション医療の本格稼働
 - ・脳ドック、PET検診枠の拡大
 - 〈リハビリテーション・精神医療センター〉
 - ・高密度毎日訓練の本格稼働
- ② 未収金発生の未然防止、早期回収

【費用節減のための取組】

- ① 物流管理システムによる医薬品等の適正な在庫管理、共同購入等による費用節減
- ② 業務委託や物品購入における複数年契約の導入、競争原理の徹底等の多様な契約手法の活用

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			目標	実績	達成率
■病院への繰出金	百万円	3,418	3,076	2,820	2,916
		(19年度)	3,076	—	—
		達成率	100.0%	—	—

(4) 病院・大学等への繰出金等の縮減

(公立大学法人)

一連番号	6
	(2)

所管部課	学術国際部 学術国際政策課	TEL	1 2 2 4
------	---------------	-----	---------

1 プログラムに掲げる取組

◎ 公立大学法人である秋田県立大学及び国際教養大学に対して、県が定めた法人の中期目標の達成を図りながら、業務内容や運営方法の見直しによる更なる経費節減と収入増加に取り組むよう求めるとともに、経営努力がより一層反映できるよう算定方法を見直すなどにより、運営費交付金の縮減に努めます。

2 平成20年度の実績

各大学に対し、受託事業、受託研究、科学研究費など外部資金の確保による収入増加や、施設運営方法の見直しによるコスト削減を求め、運営費交付金を縮減した。

3 平成21年度の実績

公立大学法人に対して、一層の自主財源の確保及び運営経費の削減を求め、県が支出する運営費交付金の縮減を行います。

○ 自主財源の確保

- ・受託研究、科学研究費などの外部資金を確保します。(秋田県立大学、国際教養大学)
- ・奨学寄付金の募集活動を積極的に行います。(秋田県立大学、国際教養大学)

○ 運営経費の削減

- ・省エネルギーの徹底により光熱費等の削減を図ります。(秋田県立大学、国際教養大学)
- ・情報基盤システムの運用保守管理の見直しにより経費の節減を図ります。(秋田県立大学)

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	目 標	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
				20年度	21年度	22年度
■大学への運営費交付金等	百万円	目 標	5,401	5,184	4,990	—
		実 績	(19年度)	5,184	—	—
		達成率		100.0%	—	—

(5) 県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化

一連番号 7

所管部課 出納局 公共建築物活用室

TEL 2744

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 平成19年度に策定する「県有資産の最適管理に関する基本方針」に基づき、各建築物の維持管理に関する基礎台帳を作成し、目的や構造、規模が似通った建築物を相互に比較することにより、改善点を明らかにし維持管理コストを削減します。
- ◎ 国体関連施設等の県有建築物の整備が進み、今後は適正な維持管理による長寿命化が重要になることから、予防保全を基本とした計画的な修繕を行うとともに、施設情報や維持管理に要する予算の集約化等により一元的なメンテナンスを行う体制とします。

2 平成20年度の取組結果

- 光熱費の各施設の状況調査、分析
- 維持管理業務委託の各施設の状況調査、分析
- 維持管理基準の作成

3 平成21年度の取組内容

- **光熱水費の適正化**
エネルギー使用量の大きな施設について、踏査を行い原因を分析し、削減可能な指導及び改修をします。
◇施設の抽出及び調査、分析（7月）
◇指導及び改修（9月）
- **維持管理業務委託の標準化**
各施設の清掃、点検といった運営管理に関する委託業務を標準化した基準を示すとともに委託状況詳細調査及び指導を行います。
◇施設の詳細調査及び分析（9月）
◇施設の抽出、指導（11月）
- **エコ事業の推進**
県有施設においてエコ事業導入可能性調査を調査検討するほか、「秋田ふるさと村、近代美術館」のエコ事業を推し進めます。
◇「秋田ふるさと村、近代美術館」のエコ事業者選定（10月）
◇エコ導入可能調査（2月）

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■ 県有建築物のエネルギー使用量 (18年度を100とした場合)	%	目 標	100	99	95	93
		実 績	(18年度)	97	—	—
		達成率		300.0%	—	—

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■ 県有建築物の維持管理業務委託費	百万円	目 標	2,200	2,178	2,090	2,046
		実 績	(19年度)	2,033	—	—
		達成率		759.1%	—	—

(6) 投資事業の重点化

一連番号 8

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 プログラムに掲げる取組

- 総事業費の着実な縮減を継続するとともに、新規箇所を厳選するなど投資事業の重点化を図ります。
- 「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の重点配分に努め、公共事業の質を高めることにより、社会資本整備の実質的向上を図ります。

2 平成20年度の取組結果

平成20年度当初予算は、県内経済に配慮し、総事業費ベースで対前年度90%を確保
(19年度補正予算で対応した豪雨災害関連の繰越事業を含めた実質では前年度並みを確保)

3 平成21年度の取組内容

総事業費の着実な縮減を継続するとともに、投資事業の重点化を図ります。
平成21年度当初予算においては、県内経済に配慮し、総事業費ベースで対前年度97%を確保します。

(補正予算で対応した経済・雇用対策関連の繰越事業を含めた実質では前年度並みを確保します。)

- 公共事業箇所選定会議の開催等により、新規箇所を厳選して実施します。(5月～6月)
- 「社会資本整備指針」に沿った整備を図るほか、事務事業の見直し(スプリングレビュー)を実施し、その結果を踏まえた投資事業の重点化を図ります。(5月～8月)
- 予算編成では、維持管理系事業費に配慮するとともに、秋田の元気づくり、中長期的視点からの必要性や緊急性の高い事業を優先的に予算化します。(10月～1月)

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現 状 (年度)	20年度	21年度	22年度
			目 標	実 績	達成率
■投資事業費(当初予算)	億円	1,305	1,169	1,109	—
		(19年度)	1,169	—	—
		100.0%	—	—	

(7) 一層の事業コストの削減

一連番号

9

所管部課 建設交通部 営繕課
建設交通部 技術管理室

TEL

2 5 8 2

2 4 1 8

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 公共建築物の設計にあたって、民間建築物の価格を調査、分析することにより、建築物のグレードの見直し及びコスト削減に取り組みます。
- 地域の実情にあった効果的な公共事業を推進するため、県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の適用件数の拡大を図ります。
- 「設計VE」の取組をさらに進め、公共事業のコスト削減を拡大します。

2 平成20年度の取組結果

- 建築物の坪単価等のデータの分析を行い、グレードの見直しによるコスト縮減を進めています。
- 秋田スペック拡充のため、農林水産部と建設交通部の秋田スペックを観点項目別に解りやすく整理し、統合事例集を作成しました。さらに、その趣旨と内容をホームページ等を活用しながら周知を図り、工事への適用を進めています。
- VE基礎研修を春と秋の2回実施し、VEリーダーを育成するとともに、インハウスによるVEの実践を行っています。

3 平成21年度の取組内容

公共建築物に係る秋田スペック見直しの検討会を設置し年度内の見直しを図ります。

- ・ 20年度までの秋田スペック活用・見直し事例の検討を行います。(6～9月)
- ・ 次年度事業に適用可能な事例の抽出・適用及び秋田スペック見直し案を作成します。(～3月)

秋田スペックの拡充のため、統合事例集への新たな事例の登録を促していくとともに、その趣旨と内容の周知を図り、工事への適用を進めます。

設計VEの基本を習得するためのVE基礎研修とワークショップでリーダーを務めるVEリーダー資格取得者を対象としたワークショップリーダー研修を実施するとともに、インハウスVEの実施を推進します。

○ 秋田スペックの拡充

- ・ 年度当初に工事の発注予定件数を把握します。(5月)
- ・ 秋田スペック適用工事割合の見込み調査を実施します。(5月、10月)
- ・ 秋田スペック適用工事割合が目標の50%以上となるよう計画を策定します。(6月)
- ・ 秋田スペック観点項目への事例登録を促し、統合事例集の編集を行います。

○ 設計VEの推進

- ・ VE基礎研修を実施し、VEメンバーを育成します。(10月)
- ・ VEワークショップリーダー研修を実施し、ワークショップのリーダーを育成します。(6月)
- ・ VEリーダー認定試験への支援を行います。(4月～2月)
- ・ インハウス（職員だけによる）VEを実施します。
- ・ VE実践の結果と反映についてのフォローアップを行い、情報を共有します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/発注工事件数×100)	%	目 標	20	30	50	70
		実 績	(19年度)	38.6	—	—
		達成率		128.6%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■設計VE実施件数	件	目 標	14	20	25	30
		実 績	(19年度)	8	—	—
		達成率		40.0%	—	—

(8) 予算執行段階の経費削減

一連番号 10

所管部課 総務企画部 財政課 TEL 1104

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 厳しい財政状況の中で、予算編成だけでなく、予算執行段階においても、効率的な事業執行に努めるとともに、随意契約を極力減らしていくなど契約方式を見直すことにより経費節減を図ります。
- 職員のコスト意識を一層高め、「予算は限度額であり、使い切るものではない」という意識をさらに徹底させます。

2 平成20年度の取組結果

決算時点での積戻し額を157億円確保

3 平成21年度の取組内容

予算執行段階において効率的な事業執行に努めるとともに、職員のコスト意識を一層高めます。

- 予算編成だけでなく、予算執行においても徹底した経費節減を求めます。
(4月 予算執行通知)
- 各部局予算担当職員等へのコスト意識の徹底を図ります。
- 決算時点での積戻し額を一定額確保します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■ 収支不足額(※再掲) 上段：当初予算ベース 下段：決算ベース	億円	目 標	当初△290	△148	△60	—
		決 算 時	—	△80	0	—
	実 績	(19年度)	△148	—	—	
	達成率		0	—	—	
			100.0%	—	—	
			200.0%	—	—	

(9) 国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への 要望活動の推進

一連番号	11
TEL	2415

所管部課 建設交通部 建設交通政策課

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 国直轄事業については、基本的に国の責任のもとで実施されるべきであり、県独自の要望、全国知事会を通じた要望等により、国直轄事業負担金の段階的縮減や廃止等、制度の見直しを求めます。
特に道路に係る国直轄事業負担金については、早期に制度の見直しを行うことを強く求めます。
- ◎ 本来、管理主体である国が負担すべき維持管理費については、国直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることなく、直ちに廃止することを求めます。
- ◎ また、国直轄事業負担金の予定額については、地方財政法に工事の着手前にあらかじめ地方公共団体に通知しなければならないと規定されていることに鑑み、事前に十分な情報開示を行うことや事前協議の義務づけなど制度の改善を求めます。

2 平成20年度の取組結果

- 国直轄事業負担金の廃止・制度廃止について次のとおり要望活動を実施しました。
知事が国土交通省に対して（平成20年6月10日）
県議会建設交通委員会と県と合同により東北地方整備局に対して（平成20年7月16日）
〃 国土交通省及び県選出国會議員に対して（平成20年7月17日）
全国知事会が総務省に対して（平成20年7月30日）
〃 国土交通省に対して（平成20年8月5日）
- これらの要望活動を受けて、国においても見直しに向けた議論が活発化しており、全国知事会と国土交通省との具体的協議が始まっています。

3 平成21年度の取組内容

国直轄事業負担金の縮減・廃止に向け、国へ要望活動を行います。

- **国への提言（6月～）**
本県の「国の施策・予算に関する提案・要望」として国等へ提言していきます。
- **県議会建設交通委員会との合同による要望活動（7月）**
県議会建設交通委員会と連携し、国、県選出国會議員等に対し要望活動を行います。
- **全国知事会議に向けた提案活動の実施（7月）**
全国知事会の活動を通じ、国等へ働きかけを行います。

3 歳入の確保対策

(1) 県税の収入率の向上

一連番号	12
所管部課	総務企画部 税務課
TEL	1124

1 プログラムに掲げる取組

- 個人県民税の未納額の縮減に向けて、県と市町村の連名による「共同催告書」の送付、県職員と市町村職員の「合同滞納整理」の実施、県による「直接徴収」の実施、県職員が市町村職員の身分を併せ持つ「短期併任制度」の活用等市町村との連携による収入確保対策の強化に取り組みます。
- ◎ 県税の滞納額の累増を抑止するため、インターネット公売、タイヤロックによる自動車の差押え等を充実し、県税の徴収対策の強化を図ります。

2 平成20年度の実績結果

- 市町村との連携による収入確保対策の強化
 - ① 納税推進専門員の増員
 - ② 市町村長と地域振興局長の連名による「共同催告書」の発送
 - ③ 市町村職員と県税職員による「合同滞納整理」の実施
 - ④ 県職員が市町村職員の身分を併せ持つ「短期併任制度」の活用
(派遣期間 6ヶ月以内で、月5日以内)
- 県税の徴収対策の強化
 - ① インターネット公売
 - ② タイヤロックの実施等

3 平成21年度の実績内容

- 市町村との連携による収入確保対策の強化
 - ① 市町村長と地域振興局長の連名による「共同催告書」の発送
 - ② 市町村職員と県税職員による「合同滞納整理」の実施
 - ③ 地方税法第48条に基づく県による「直接徴収」の実施
 - ④ 県職員が市町村職員の身分を併せ持つ「短期併任制度」の活用（派遣期間の延長等）
 - ⑤ 県と市町村協働の組織である秋田県地方税滞納整理機構（仮称）の設立

①②③④については、市町村との協議により実施します。
⑤については、市町村と協議しながら、秋頃までに、知事、市町村長あての提言をとりまとめ、年度内の設立を目指します。
- 県税の徴収対策の強化
 - ① インターネット公売
20年度と同様に実施します。
 - ② タイヤロックの実施
年間を通して随時実施します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■県税収入率		97.66	97.70	97.75	97.80
	%	(18年度)	97.46	—	—
		達成率	99.8%	—	—

(2) 未収金の解消による収入の確保

一連番号 13

所管部課 総務企画部 財政課
出納局 会計管財課

TEL 1104
2721

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 未収債権の種類や債務者の資産状況を踏まえた未収金の回収対策を検討するとともに、支払督促や少額訴訟などの法的措置を含め未収金の解消に努めます。
- ◎ 未収金の占める割合の大きい中小企業高度化資金について、回収額の増加や回収期間の短縮を図ります。

2 平成20年度の取組結果

債権管理検討委員会ワーキンググループを設置し、各債権ごとに未収金の回収対策を積極的に進めるためのマニュアルを策定するとともに、債務者の現状、債権の分類や性質、償還実態等を調査し、今後の対応方針を検討しました。

また、11月を債権回収強化月間とし、文書又は訪問による督促や財産等の調査を実施し、未収金の回収を図るとともに、支払督促等法的措置の検討を行いました。

3 平成21年度の取組内容

○ 実態調査の実施及び回収対策の検討

債権管理検討委員会ワーキンググループ及び担当部局は、未収金の効果的な回収を図るため、債務者の現状、債権の分類や性質、償還実態等を調査するとともに、各債権ごとに未収金の回収対策を検討します。

○ 債権回収強化月間における未収金の回収

10月及び11月を債権回収強化月間とし、文書又は訪問による督促や財産等の調査を実施し、積極的に未収金の回収を図ります。(10月・11月)

○ 弁護士等の専門家の活用等による未収金の回収

未収金に占める割合の大きい中小企業高度化資金や退去滞納者の多い県営住宅使用料について、サービス（債権回収会社）の活用を検討します。

また、債務者の状況に応じて支払督促や訴訟等の法的措置を講じ、未収金の回収を図ります。

○ 未収金にかかる組織のあり方の検討

未収金の全体を把握し、横断的に指揮管理する組織のあり方について検討します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■未収金の回収額	目 標	133	150	170	200
	実 績	(18年度)	87	—	—
	達成率		58.0%	—	—

(3) 使用料・手数料の見直しによる収入の確保

一連番号 14

所管部課 総務企画部 財政課
出納局 会計管財課

TEL 1104
2736

1 プログラムに掲げる取組

- 県の施設等の使用料や各種手数料について、受益とのバランスを考慮して適正な負担を求めることとし、使用料等の額の見直し、減免の妥当性の検討、新たな使用料等の導入など収入拡大策を進めます。
- 各施設の使用料等については、利用する県民の利便性向上のため、利用しやすい条件設定に改めるなど、県民サービスの向上を図ります。
- ◎ 各施設を有効活用し民間の事業活動に提供するとともに、行政財産の目的外使用料については、例外的に減免できる場合の減免率の見直しなど適正な徴収に向けて取り組みます。

2 平成20年度 of 取組結果

- **使用料等の見直し 受益とコストのバランスを考慮しながら、使用料・手数料を見直し**
 - ・新たに設定したもの 16件 増収見込額 24百万円
 - ・改正したもの 16件 増収見込額 92百万円
- **利用しやすい条件設定等**
利用対象者、貸出範囲を拡大（県立体育館使用料等）
- **目的外使用料の減免基準の見直し**
平成20年1月30日付け会管-2889の出納局長通知「行政財産の使用許可に係る使用料の減免等の取扱いについて」により、食堂、売店その他の厚生施設について免除規定を廃止し、減免率の限度を7.5%として平成20年4月から運用しています。

3 平成21年度 of 取組内容

- **使用料等の見直し**
受益とコストのバランスを考慮しながら、使用料・手数料の見直しを行います。
 - ・新たに設定するもの 8件 増収見込額 5百万円
 - ・改正するもの 16件 増収見込額 23百万円
- **利用しやすい条件設定等**
入館料を原則無料化し、入館者の利便性の向上を図ります。（近代美術館入館料）
- **県有資産の有効活用の推進**
行政財産使用料徴収条例について、使用料免除制度の新設、減免規定の整理、定額制の拡大、長期貸付制度の創設など、利用者に利便性の高い制度を検討します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■使用料等の見直し件数	目 標	使用料等件数	20	20	20
	実 績	185	32	—	—
	達成率	(19年度)	160.0%	—	—

(4) 県有資産の処分・貸付等による収入の確保

一連番号 15

所管部課 出納局 会計管財課
知事公室 総務課

TEL 2736
1054

1 プログラムに掲げる取組

- 利用が少なく、また、利用見込みのない県有資産について、民間不動産業者の紹介制度の活用、インターネットの利用等により売却を促進します。
- ◎ 県内における「不動産証券化市場の構築」を目的に立ち上げられた民間団体による市場整備（実務ノウハウの蓄積、SPCの設立、個人及び機関投資家の募集等）に合わせ、証券化手法による売却処分が可能な県有資産のリストアップ等の準備を進めます。

2 平成20年度の実績結果

- PRチラシを直接配布しました。（10月・秋田駅構内 700部配布）
- 未利用資産の実態調査を実施しました。（11月）
- 14件、392,071千円の売却収入を確保しました。（内建物付き5件、土地紹介業務1件）
- 土地をインターネットオークションにかけました。
- **不動産証券化スキームの検討**
 - ・地方自治体による不動産証券化活用の可能性の検討と問題点の整理
 - ・県有資産の現状把握と可能性の分析
 - ・県有資産活用の適否、スキームの大枠検討

3 平成21年度の実績内容

- **未利用資産の売却等の推進**
 - ・行政改革等により新たに未利用となる県有資産について、売却又は貸付の推進を図ります。
※ 売上目標年間 3億円
 - ・解体処分経費の節減に努めるため建物付き売却を推進します。
※ 小規模建物（警察、教育庁公舎）
 - ・未売却物件の売却価格を値引きし、売却を推進します。
 - ・市町村広報紙をこれまで以上に活用し、売却物件の周知に努めます。
※ 先着順物件についても定期的に掲載依頼
- **不動産証券化**
 - ・不動産証券化に関する自治体の実施事例の収集
 - ・実施に当たっての問題点の再整理
（4～6月）
 - ・不動産アレンジャー法人（秋田市）、不動産証券化の専門コンサルタント（県外）との情報交換
 - ・不動産証券化の可能な県有資産のリストアップ
 - ・証券化スキームの詳細検討
 - ・証券化可能な県有資産の更なる掘起し
（7～10月）
 - ・リストアップした県有資産を対象とした証券化モデルの策定
（11～3月）

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■ 県有資産の売却額	百万円	目 標	953	300	300	300
		実 績	(19年度)	392	—	—
		達成率		130.7%	—	—

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■ 売却処分可能資産のリストアップ	件	目 標	0	1	1	1
		実 績	(19年度)	0	—	—
		達成率		0%	—	—

(5) 企業広告の活用

一連番号 16

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 県有施設のエレベーター内、エントランスホール、壁面等を企業広告を掲載できるスペースとして活用することにより、広告収入を確保します。
- ◎ 県が作成する封筒やパンフレット、冊子等の印刷物・ホームページに企業広告を募集します。
- ◎ 県が主催するイベント等に企業等からの協賛者を募集することにより、イベントを通じた企業活動の機会の提供と、協賛金による歳入確保を進めます。
- ◎ スポーツ施設や観光施設等の県有施設の名称に企業名を付けることができる命名権（ネーミングライツ）を募集することにより、広告収入を確保します。

2 平成20年度の実施結果

- **県有施設**
 - ・ 県立野球場（こまちスタジアム）の内外野フェンスに広告を掲示しました。
 - ・ 本庁舎のエレベーターホール付近に広告用のパネルを設置しました。
- **印刷物、ホームページ**
 - ・ 県が作成する封筒（新規：自動車税納税通知書用封筒）、パンフレット（観光総合パンフレット、ガイドマップ秋田）、冊子（県政だより「か・だ・ろ a k i t a」、新規：秋田地域振興局だより）に広告掲載しました。
 - ・ 「美の国あきたネット」のトップページにバナー広告を掲載しました。
- **命名権（ネーミングライツ）**
 - ・ 県有施設の命名権（ネーミングライツ）を募集しました。（20年3月～5月 応募なし）
※募集した施設 県立野球場、県立総合プール、県立男鹿水族館

3 平成21年度の実施内容

- **広告によるメリットのPR**

企業広告を募集するに当たっては、募集対象企業の意見を聞きながら広告によるメリットや効果について企業に対して積極的にPRします。
- **広告事業の新規導入に関する全庁的な働きかけ**

印刷物の発行予定やイベント等の開催予定に関する調査を行い、広告事業の新規導入に関する全庁的な働きかけを行うと同時に広告事業の今後の展開について検討します。
- **県有施設**
 - ・ 県立野球場（こまちスタジアム）のフェンスに広告を掲示します。
 - ・ 県有施設のエレベーターホールや壁面等に広告を掲載します。（県庁内：5月）
- **印刷物、ホームページ**
 - ・ 自動車税納税通知書用封筒（6月）など県が作成する封筒や、ふるさと納税のパンフレット、冊子等の印刷物に広告を掲載します。
 - ・ 「美の国あきたネット」のトップページにバナー広告を掲載します。
- **イベント協賛**

イベントを通じた企業活動の機会の提供と、協賛金による歳入確保できる仕組みを引き続き検討します。

○ 命名権（ネーミングライツ）

昨年募集した3施設（県立野球場、県立総合プール、県立男鹿水族館）の再募集及び新規募集に関して引き続き検討します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状（年度）	20年度	21年度	22年度
■県有建築物を活用した企業広告数 （新規分）	箇所	目 標	1	3	3	3
		実 績	（19年度）	0	—	—
		達成率		0%	—	—

指 標 名	単位		現状（年度）	20年度	21年度	22年度
■印刷物・ホームページによる企業広告 の募集（新規分）	件	目 標	4	5	5	5
		実 績	（19年度）	2	—	—
		達成率		40.0%	—	—

指 標 名	単位		現状（年度）	20年度	21年度	22年度
■ネーミングライツ件数 （新規分）	箇所	目 標	0	1	1	1
		実 績	（19年度）	0	—	—
		達成率		0%	—	—

(6) 基金等の活用

一連番号 17

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1104

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 各種基金の役割について見直しを行い、基金の整理・統合を含めた有効活用について検討します。
- ◎ 残高や今後の使用状況等を勘案して、取り崩して一般財源として活用することや条例で定められた用途の拡大などについて検討します。

2 平成20年度の実績結果

- 特定目的基金の活用 基金の充当事業の用途を拡大
・美術品取得基金、森林整備担い手育成基金など 665百万円
- 各基金の取り崩し、用途拡大、整理・統合の検討

3 平成21年度の実績内容

- **特定目的基金の活用**
基金の充当事業の用途を拡大し、活用を図ります。
・美術品取得基金、森林整備担い手育成基金など 601百万円
- **各基金の取り崩し、用途拡大、整理・統合の検討**
 - ・全基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理します。(4月～5月)
 - ・可能なものから、廃止や一般財源としての活用等を図るとともに、今後の整理の見込みを作成します。
 - ・国の制度等による基金については、国庫補助金が財源となっているなど、取り崩し、用途拡大に制限があるが、これらについても、可能なものについては、国に対して制度改正等の要望を行います。

(7) ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保

一連番号 18

所管部課 総務企画部 総合政策課

TEL 1216

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ ふるさと納税制度の導入に伴い、「ふるさとを応援したい」、「ふるさとの発展のために貢献したい」という納税者からの本県及び本県市町村への寄付金の受け入れを積極的に推進します。

2 平成20年度の実績結果

- 市町村と連携し、県人会、ふるさと会、同窓会、イベント等を通じた広報を実施
- 寄付者に対して「きずなだより」、県広報紙、観光パンフレットなど、ふるさとの情報を定期的に提供
- 市町村と共同でウェルカムサービスを実施

3 平成21年度の実績内容

- **市町村との寄附金共同募集等（市町村と一体となった取組）**
市町村、県外事務所と連携しながら、県人会、ふるさと会、同窓会、イベント、物産展等の機会を活用して、県外在住者等に対する広報を実施します。
- **寄附金活用施策事業の実施（寄付者の想いに応える使い道）**
 - ・ 環境・景観の保全、人材の育成、福祉・医療サービスの充実、産業の振興など、4つの用途メニューを設定しているほか、寄付者の自由記載や用途を指定しない申込みも可能としており、寄付者の想いに沿った形で事業を実施します。
- **寄附金収納環境の整備（寄附者の利便性の向上）**
 - ・ 寄附者が多様な方法で寄附できるようにするため、クレジットカードによる公金収納や口座振込による方法などを導入し、寄附者の利便性の向上を図ります。
- **その他（寄付者との「新たなきずな」づくり）**
 - ・ 「きずなだより」、県広報紙、観光パンフレットなど、ふるさとの情報を定期的に提供
 - ・ ウェルカムサービスを共同で実施する市町村及び関係施設の拡充

(8) 地方財政基盤の強化に向けた取組

一連番号 19

所管部課 知事公室 分権改革推進室
総務企画部 財政課

TEL 1085
1104

1 プログラムに掲げる取組

- 地方財政基盤の充実・強化に向けて、本県独自に又は全国知事会等を通じて、地方の財政需要の適切な算入による地方交付税等の総額確保を国に強く求めます。

2 平成20年度の取組結果

「国の施策・予算に関する提案、要望」において、国の関与の縮減など地方分権の推進とあわせ、地方財政強化のための制度の充実を求めました。

地方財政基盤の充実・強化に向け、税財源の移譲を進めるなど全国知事会等を通じて国に働きかけました。

3 平成21年度の取組内容

○ 国の施策・予算に関する提案、要望

「国の施策・予算に関する提案、要望」において、国の関与の縮減など地方分権の推進とあわせ、地方財政強化のための制度の充実を求めます。(7月～8月)

○ 全国知事会を通じた働きかけ

地方財政基盤の充実・強化に向け、税財源の移譲を進めるなど全国知事会を通じて国に働きかけます。

4 公会計改革の推進

(1) 企業会計の視点による資産・債務の管理・改革

一連番号	20
------	----

所管部課	出納局	会計管財課
------	-----	-------

TEL	2721
-----	------

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 企業会計の手法に基づく新たな公会計制度の確立に向け、平成21年度までに、平成20年度決算に基づく財務4表（①貸借対照表、②行政コスト計算書、③資金収支計算書、④純資産変動計算書）を作成します。

2 平成20年度の実績結果

総務省方式改訂モデルで平成19年度決算に基づく開始貸借対照表作成に係る有形固定資産を再評価するとともに、投資等では時価会計を導入した評価を実施しました。

平成19年度決算に基づく普通会計貸借対照表、行政コスト計算書及び第三セクター等との連結貸借対照表を現行総務省方式により作成し、県のホームページへ公表しました。

固定資産台帳の整備と将来的な発生主義会計の導入に対応したモデル及びシステムの機能概要について検討しました。

3 平成21年度の実績内容

○ 財務書類の作成及び公表

平成20年度決算に基づく財務書類を総務省方式改訂モデルにより作成し、県のホームページへ公表します。（11月～3月）

○ 導入モデルに対応したシステムの検討

総務省方式改訂モデルによる資産台帳の段階的整備と将来的な発生主義会計の導入に対応したシステムを検討します。

(2) 連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革

一連番号	21
------	----

所管部課	知事公室 総務課 出納局 会計管財課
------	-----------------------

TEL	1054 2721
-----	--------------

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 新たな公会計制度の下、公営企業・第三セクター等会計の勘定科目やデータ処理方法の整理・調整を行った上で、普通会計に統合した連結バランスシートを作成します。
- 連結バランスシートの公表によって、公営企業・第三セクター等の財務状況を県財政全体の中で明らかにし、さらに経営改革を進めます。

2 平成20年度の取組結果

第三セクター等の会計基準で作成された財務諸表の勘定科目から総務省方式改訂モデルへの統合を検証しました。

総務省方式改訂モデルを選択し、財務4表作成の基準となる普通会計19年度決算開始貸借対照表を作成し、課題を抽出しました。

第三セクター等の会計を普通会計へ連結するため、第三セクター等から普通会計への勘定科目の整理及び第三セクター等の財務諸表及び決算数値等のデータ取り込み方法を検討しました。

3 平成21年度 of 取組内容

第三セクター等の会計基準で作成された財務書類及び決算書類を、「総務省方式改訂モデル」により普通会計と連結し、連結財務4表を作成・公表します。

○ 新公会計基準の導入調査

総務省方式改訂モデルの会計基準により、連結に必要な第三セクター等の財務諸表及び決算数値等を調査します。(7月～)

○ 普通会計財務4表への連結

総務省方式改訂モデルにより、第三セクター等の財務諸表及び決算数値等を普通会計財務4表へ連結します。(8月～)

○ 連結財務4表の作成及び公表

普通会計と第三セクター等を総務省方式改訂モデルで連結した財務4表を作成・公表します。(11月～3月)

※財務4表

- ①貸借対照表 ②行政コスト計算書 ③資金収支計算書 ④純資産変動計算書

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現 状 (年度)	20年度	21年度	22年度
			0	50	100
■普通会計決算へ統合を完了した第三セクター等の法人割合	目 標	0	0	50	100
	実 績	(19年度)	0	—	—
	達成率		—	—	—

II 行政運営システム改革

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制

(1) 職員数の更なる縮減

		一連番号	22
所管部課	総務企画部 人事課	TEL	1043

1 プログラムに掲げる取組

- 平成23年度の知事部局職員3,500人体制に向けて、定員の管理に取り組むとともに、事務事業の見直し等により、職員数の更なる縮減を検討します。
- 用地業務や福祉・生活相談業務等については、専門分野の知識や経験を有する職員を再任用・再雇用することにより円滑な業務の継続に対応します。

2 平成20年度 of 取組結果

- **採用職員数キャップ制の実施**
職員数3,500人の目標達成のため、年間採用者の上限を43人に設定し、さらに重点適正化期間として、その8割程度の36人となりました。
- **事務事業の見直し**
市町村への権限移譲など、事務事業の見直しによる職員数の更なる縮減を検討し、平成21年度から23年度までの縮減目標を438名としました。(6月～9月)
- **早期退職者非常勤再雇用等の推進**
用地業務や福祉・生活相談業務等に、早期退職者4名を非常勤職員として再雇用するとともに、定年退職者4名についても再任用しました。(4月)
- **早期退職者特別優遇措置**
職員数の縮減を更に進めるため、早期退職者特別優遇措置を20年度も実施しました。(10月)

3 平成21年度 of 取組内容

- **バランスのとれた採用抑制**
平成23年度の3500人体制の達成に向けて、バランスのとれた年齢構成と専門技術職員の確保を図りつつ、引き続き職員採用を抑制します。
なお、職員数が縮減される中で職員が安心して働ける環境づくりのために、引き続きメンタルヘルス対策(研修会、相談窓口の設置、職場復帰支援(試行勤務)等)に取り組みます。
- **事務事業の見直し**
市町村権限の増大を基本とする機能合体により、職員数の縮減に寄与します。
- **早期退職者非常勤再雇用等の推進(4月)**
退職者の知識経験を活かすことのできる職場において、早期退職者を非常勤職員として再雇用するとともに、定年退職者の中から再任用することにより円滑な業務の継続を図ります。

4 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■知事部局の職員数 (病院、県立大学、公営企業を除く)	目標	4,066	3,938	3,832	3,672
	実績	(19年度)	3,893	—	—
	達成率		135.2%	—	—

(2) 政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備

一連番号 23

所管部課 総務企画部 人事課
知事公室 総務課

TEL 1043
1054

1 プログラムに掲げる取組

- 行財政運営の徹底した簡素・効率化を図りながら、行政ニーズや県政を取り巻く環境の変化に迅速・的確に対応するための組織体制を整備します。

2 平成20年度の取組結果

- ① 重点施策を効果的・効率的に推進するための課の再編・新設等（4月）
- ② 特定課題に短期、集中的に取り組む新たなチーム21の設置（4月）
- ③ 関連業務の一元化による政策実現体制の強化（4月）
- ④ 地方機関の組織体制の整備（4月）
- ⑤ 地方機関のあり方の検討

3 平成21年度の取組内容

行政運営の簡素・効率化を図りながら、新たな行政課題に迅速・的確に対応するため組織体制を整備します。

- ① **重点施策を効果的・効率的に推進するための課の再編・新設等（4月実施済み）**
医師確保対策推進室の設置
家畜生産対策室の設置
- ② **特定課題に短期、集中的に取り組む新たなチーム21の設置（4月実施済み）**
活力ある農村集落づくり推進チームの設置
メタボリックシンドローム予防推進チームの設置
- ③ **関連業務の一元化による政策実現体制の強化（4月実施済み）**
水と緑の森づくり推進課の設置（水と緑推進課と森林整備課の統合）
環境エネルギー推進課の設置（省エネルギー及び新エネルギー施策の一元化）
- ④ **地方機関の組織体制の整備（4月実施済み）**
総合食品研究所の体制強化のための農林水産技術センターからの独立
各流域下水道事務所の廃止及び地域振興局下水道課の設置
- ⑤ **地方機関のあり方の検討**
 - ・中央児童相談所と女性相談所の併設・連携強化に関する検討
中央児童相談所と女性相談所の連携強化のあり方について、関係職員によるワーキンググループにより、引き続き検討を進めます。
 - ・障害者自立訓練センターのあり方の検討
廃止後の施設の有効活用等について、関係職員によるワーキンググループを設置し、検討を進めます。

(3) 産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化

一連番号 24

所管部課 産業経済労働部 産業経済政策課 TEL 2213

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 本県の重要課題である産業振興と雇用の場の創出に向けた地域における取組体制を強化するため、地域振興局に、あきた企業活性化センターと連携しながら各地域の企業支援や食品加工等の新たな事業創出支援等にあたる組織を整備し、その機能の強化を図ります。

2 平成20年度の実績

- ① 北秋田・秋田・平鹿の3地域振興局の総務企画部地域企画課に、企業訪問活動を通じ企業ニーズや経営課題の把握を行い、あきた企業活性化センターと連携しながら企業支援を推進していくため、人員を1人増員配置しました。(平成20年4月～)
- ② 岩手・宮城内陸地震や燃油高騰等による観光消費の落ち込みへの対応、隣県との連携や地域特性等に合わせた観光振興の強化を図るため、鹿角、山本、由利、仙北、雄勝の5地域振興局に観光振興班を設置しました。(由利は平成20年8月、鹿角・山本・仙北・雄勝は同年10月に設置)
- ③ 秋以降急速に悪化した県内経済・雇用情勢に対応するため、平成20年12月9日に、あきた企業活性化センター及び秋田労働局の職員を加えて、「秋田企業活性化・雇用緊急対策本部」を再編・スタートさせました。平成21年1月26日には、各地域振興局に同対策本部の支部を設けて、地域の実情に即したきめ細かな対応を推進するための体制を強化しました。

3 平成21年度の実績

- あきた企業活性化センターと本庁関係課(産業経済政策課、地域産業課)、企業活性化・雇用緊急対策本部及び各地域振興局(対策本部支部)間で情報システムを構築し、あきた企業活性化センターの企業データベースの活用や企業訪問記録の一元管理等により、効果的な企業支援活動に向けた連携を強化していきます。
- 企業活性化・雇用緊急対策本部の各支部(地域振興局)において、離職者等に対する総合的な生活・就労支援相談会の開催や、ふるさと雇用再生臨時対策基金の活用促進等の取組の強化により、地域におけるきめ細やかな対応を図っていきます。

(4) 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備

一連番号 25

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 平成の大合併により、県内市町村が69から25に再編されたこと等を踏まえ、地域振興局を3局に統合し、産業振興等のより広域的な課題への対応や業務の効率化・集約化、市町村へのサポート体制の充実に努めます。
- ◎ 統合先は、県民の利便性や現場業務の効率性、産業振興、隣県との地域間交流の推進等の観点から、県北地域は北秋田、県央地域は秋田、県南地域は平鹿の各地域振興局とします。
- 本庁と地域振興局の役割分担の明確化、専門性・現地即決性・機動性・地域との協働協調性の向上など地域振興局の機能強化の観点から、引き続き地域振興局への権限移譲を進めるとともに、3局統合に併せてその大幅な拡大を図ります。
- ◎ 地域住民の利便性や現場業務の効率性の確保、緊急時の対応等を考慮し、当分の間、統合される地域振興局は（仮称）行政センターとして活用します。

2 平成20年度の取組結果

平成20年6月、地域振興局再編アクションプラン（案）を策定し、県議会に提出しました。以後、同案は、県民アンケート調査や地域別懇談会での意見を踏まえ、9月及び11月に修正しましたが、議会の理解を得ることはできませんでした。

また、地域振興局再編のための条例案は、9月議会、12月議会及び2月議会に提案しましたが、否決となりました。

3 平成21年度の取組内容

- 地域振興局については、3局への再編を前提とせず、本庁からの権限移譲や、県と市町村との機能合体の進展を踏まえ、行財政改革と行政サービス維持の両面の観点から見直しを行います。

(5) 県立病院の独立行政法人化の推進

一連番号 26

所管部課 健康福祉部 医務薬事課

TEL 1401

1 プログラムに掲げる取組

- 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの自律的・効率的な業務運営を推進するため、平成21年度を目途に、新たな地方独立行政法人を設立します。

2 平成20年度の実施結果

外部有識者が参画する法人設立準備委員会を設置し、中期目標等の検討を行うとともに、総務省の設立認可申請、移行職員を対象とする職員説明会の開催等、地方独立行政法人秋田県立病院機構の設立に向け準備事業を進めました。

3 平成21年度の実施内容

- 地方独立行政法人秋田県立病院機構を設立します。(4月実施済み)

(6) こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進

	一連番号	27
所管部課	健康福祉部 障害福祉課	TEL 1335

1 プログラムに掲げる取組

- 太平療育園と小児療育センターの再編統合に伴い、平成22年度当初に秋田市に開設予定のこども総合支援エリア（仮称）療育機関の安定的かつ効率的な事業運営及び弾力的な人事管理を推進するため、開設に合わせて新たな地方独立行政法人を設立します。

2 平成20年度 of 取組結果

- 療育機関独立行政法人化検討委員会を設置し、「県立療育機関の法人化に関する基本方針」を取りまとめました。
- 太平療育園及び小児療育センターの職員への説明会を開催し、県立療育機関の運営主体を地方独立行政法人とする方針と「県立療育機関の法人化に関する基本方針」の内容を説明しました。

3 平成21年度 of 取組内容

- **設立認可申請等**
 - ・ 定款の策定、中期目標の作成、設立認可申請等、地方独立行政法人法に定める設立に係る手続きや、地方独立行政法人の組織・人事・財務会計等の具体的な制度設計を進めます。

議会への定款案の上程（6月）
議会への中期目標案の上程（12月）
総務大臣への設立認可申請（1月）
- **職員説明会**
 - ・ 地方独立行政法人に移行する職員を対象に、給与・勤務条件等に関する説明会を開催します。（6月以降）

(7) 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的 運営と機動的・効果的な事業の推進

一連番号 28

所管部課 学術国際部 科学技術課

TEL 1267

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 第3期行財政改革推進プログラムにおける独立行政法人化の適否の検討結果を踏まえ、試験研究機関が最大の効果を発揮できる最適な運営システム、組織体制を構築します。

2 平成20年度の取組結果

- 各試験研究機関が最大の効果を発揮できる最適な運営システム、組織体制について、次のとおり取り組みました。
 - ・ 果樹試験場分場のあり方、水産振興センター調査船のあり方、森林技術センター採種圃の適正規模について、検討を実施しました。
 - ・ 独立行政法人化について、各都道府県の情報の収集、独法化の有益性等についての検討を行い、対応方針についての中間報告をまとめました。

3 平成21年度の取組内容

- 平成20年度に引き続き、独立行政法人化の有益性等についての検討を行い、その検討結果を踏まえて、平成21年9月を目処に対応方針を策定します。
- 健康環境センターの適正かつ効率的な管理運営や危機管理への円滑で迅速な対応を図るため、八橋庁舎と千秋庁舎を統合します。(4月実施済み)

(8) 庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立

一連番号 29

所管部課 総務企画部 財政課
総務企画部 人事課

TEL 1104
1043

1 プログラムに掲げる取組

- 平成20年度及び21年度当初予算に向けて集中的な財政改革を行うため、これまでの予算編成における部局主体の取組を推進することを基本に、事業のゼロベースからの見直しを行います。また、財政改革後の効率的・効果的な予算編成のあり方について検討を進めます。
- 政策課題に柔軟かつ機動的に対応し、各部局の専門性を効率的に発揮するため、年度途中における業務量の増減に対応した部局の権限による配置転換を更に推進します。

2 平成20年度の取組結果

- 部局が主体となった事業の見直し
- 予算編成のあり方の検討
- **部局の権限による配置転換の推進**
 - ・ 地震被害やガソリン高騰による観光客の減少や、世界的金融危機に伴う経済・雇用情勢の悪化により、緊急に対策を講じるための新たな人員配置が必要となったことから、人事課、産業経済労働部及び各地方機関の権限で、機動的に人事配置を行いました。(10月、12月)
 - ・ また、全国植樹祭の終了に伴い、農林水産部の権限で技術職員を部内で配置転換しました。(8月、11月)

3 平成21年度の取組内容

- **部局が主体となった事業の見直し**
スプリングレビューにおいて部局が主体となった事業の見直しを行います。
- **予算編成のあり方の検討**
集中的な財政改革のために、引き続きゼロベースからの見直しを行うとともに、平成22年度当初予算に向けて効率的、効果的な予算編成のあり方について検討を進めます。
- **部局の権限による配置転換の推進**
年度途中で発生する政策課題や災害等による危機管理に十分に対処するため、各部局及び各地方機関の権限で、業務量の増減に応じ機動的に人事配置を行うこととします。

(9) 職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用

一連番号 30

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 職員間及び年間を通じた業務量の平準化を図るため、班の構成員を原則として5人以上とする大括り化を推進します。また、平成23年度の知事部局職員3,500人体制を見据えて、ゼロベースからの見直しにより職員配置の適正化に努めます。
- 県税滞納整理や用地交渉など夜間帯に勤務を必要とする公所及び研究機関について、登退庁時間の変更を行う等勤務時間の弾力的運用により、公務能率の向上を図ります。
- ◎ 育児短時間勤務の制度を設ける等、職員の多様な働き方が可能となるよう制度の充実を図ります。

2 平成20年度の実績

- **班の大括り化の推進**
処理業務の細分化を見直し、関連する業務を大きく分類することによって少人数の班を統合し、班の構成員を5名以上としました。この結果、班の数は19年度の722から550に減りました。
(4月)
- **勤務時間の弾力的な運用の推進**
秋田県税部、雄勝県税課、中央児童相談所、食肉衛生検査所、各技術専門校において業務の特殊性を考慮し、勤務時間の割り振り変更を行いました。また、研究機関において行っている割り振り変更も継続して実施しました。(通年)
- **多様な働き方が可能となる制度の充実、周知**
平成19年9月に施行された育児短時間勤務制度に続き、20年4月から高齢者部分休業制度を導入しました。

3 平成21年度の実績

- **班編制の適正化**
引き続き、業務量、班員数等を考慮して班編制を行います。
- **勤務時間の弾力的な運用の推進**
県税滞納整理や用地交渉業務など夜間帯に勤務を必要とする公所等において、勤務時間の割り振り変更が必要と認められる場合は積極的に行います。
- **多様な働き方が可能となる制度の充実、周知**
長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう育児短時間勤務制度の周知を図るとともに、高齢者部分休業制度についてもその周知を図ります。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■知事部局及び各種委員会の班の数 (教育委員会除く)	目 標	722	560	560	560
	実 績	(19年度)	550	—	—
	達成率		106.2%	—	—

2 知事部局以外の機関の改革

(1) 教育委員会の改革

一連番号 31

所管部課 教育庁 総務課

TEL 5112

1 プログラムに掲げる取組

- 児童生徒数の減少に対応した教職員定数の適正化に努めるとともに、教育の質の維持・向上や教職員の年齢構成の是正を図ります。
- 市町村立小・中学校の統合を支援します。
- 鷹巣農林、鷹巣、米内沢、合川の4高校及び湯沢北、湯沢商工の2高校をそれぞれ統合します。
- ◎ 一人ひとりのニーズに応える特別支援教育を推進するため、医療、福祉機関と盲学校、聾学校、総合養護学校を隣接して整備し、「こども総合支援エリア」を開設します。
- ◎ 3事務所5出張所体制となっている教育事務所を、ITを活用した人事・給与等の総務事務の効率化、集中化により、3事務所体制に改組統合します。
- ◎ 埋蔵文化財センターを再編し、2事務所体制とします。

2 平成20年度の取組結果

児童生徒数の減少等に対応した教職員定数の適正化を図るため、退職者の補充抑制や市町村派遣教員の縮小に取り組むとともに、教育の質の維持・向上を図るため博士号保有者等の採用を行いました。また、教職員のアンバランスな年齢構成の是正に引き続き取り組みました。埋蔵文化財センターを再編し、2事務所体制としました。

3 平成21年度 of 取組内容

○ 教職員数の適正化

児童生徒の減少等に対応した教職員定数の適正化を図るため、引き続き退職者の補充抑制や市町村派遣教員の縮小に取り組めます。

・派遣教員の縮小

市町村に派遣している社会教育主事等の派遣人員を引き続き縮小します。

- ・社会教育主事 △ 1人(20年度：3人→21年度：2人)
- ・スポーツ主事 派遣無し(20年度：0人→21年度：0人)

○ 教育の質の維持・向上

学校教育の多様性への対応と充実を図るため、社会人特別選考を実施して秀でた教員の採用を行います。

- ・21年度社会人特別選考採用者
 - ・高校(保健体育) 1名
 - ・小学校(英語) 2名

○ 教員採用制度の見直し

若い優秀な教員を少しでも多く採用し、教員の年齢構成の極端なアンバランスを解消するため、受験年齢上限39歳を19年度から全校種35歳に引き下げました。

若年層が特に少ない小学校教員については、20年度から32歳に引き下げており、アンバランス解消に一層努めます。

(参考) 20代の全校種平均 1.8%、うち小学校 0.7%(20年度末現在)

○ 市町村立小・中学校の統合支援

20年度までの取り組みにより一定の成果が上がりましたので、市町村の合意を得て廃止

○ **県立高校の統合・建設（両校とも23年4月開校予定）**

- ・鷹巣農林、鷹巣、米内沢、合川の4校統合：建築工事を行います。
- ・湯沢北、湯沢商工の2校統合：建築工事を行います。

○ **こども総合支援エリアの建設（22年4月開設予定）**

引き続き建築工事を行います。

○ **教育事務所の改組統合の検討**

21年度は現在の3教育事務所・5出張所体制を維持することとしましたが、市町村教育委員会との役割分担、地域振興局を含めた県組織全体の見直しの状況を踏まえ、3教育事務所への再編について引き続き検討を進めます。

21年4月から給与・旅費支給事務、人事管理情報のIT化及び給与・旅費センターの設置により、教育事務所の総務事務の効率化、総務事務職員の削減を図ります。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■教職員定数	人	目 標	10,874	10,528	10,386	10,129
		実 績	(19年度)	10,682	—	—
		達成率		55.5%	—	—

(2) 警察本部の改革

一連番号 32

所管部課 警察本部 警務課

TEL 2938

1 プログラムに掲げる取組

- 定年退職警察官を再任用し、長年培ってきた専門的な知識・経験・技能を活用することにより、現場執行力の確保や若手警察官等後継者の育成を図り、県民の安全で安心な暮らしを守ります。

2 平成20年度 of 取組結果

平成20年4月1日付で、定年退職警察官21人再任用
平成21年度の再任用に向けた作業を推進(平成21年4月1日付で、定年退職警察官28人再任用)

3 平成21年度 of 取組内容

○ 定年退職警察官の再任用

現場執行力の確保や若手職員の育成を図るため、引き続き専門的な知識や技能を有する定年警察官の再任用に向けた作業を実施します。

- ・ 再任用希望状況の把握 (4月実施済み)
- ・ 再任用計画の策定 (5月策定中)
- ・ 事前審査 (9月)
- ・ 希望受付 (1月)
- ・ 再任用選考委員会における選考 (2月)
- ・ 結果通知 (3月)
- (再任用 (22年4月))

(3) 各種行政委員会の改革

一連番号 33

所管部課	人事委員会事務局 職員課	TEL	3251
	監査委員事務局 監査第一課		3273
	労働委員会事務局 審査調整課		3283

1 プログラムに掲げる取組

- 人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の総務事務を統合・集中化し、事務の効率化を図ります。

2 平成20年度の実績

総務事務を統合・集中化し、事務の効率化を図ることにより、総務事務担当職員等を3人減員し、事務局職員を平成19年度の45人から42人となりました。

3 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■事務局職員数 (うち総務事務担当職員数)	人	目 標	45 (4)	43 (2)	43 (2)	43 (2)
		実 績	(19年度)	42 (2)	—	—
		達成率		150.0% (100.0%)	—	—

(4) 議会事務局の改革

一連番号 34

所管部課 議会事務局 総務課

TEL 2112

1 プログラムに掲げる取組

- 地方分権の進展や県の厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に迅速・的確に対応するため、「行政監視」、「政策提言」、「県民に開かれた議会」のさらなる強化・充実を目指し、より一層事務局のサポート機能の充実に努めます。
- 特に、分権時代に即応した議会運営や議員会館の機能全体の見直しなど議会の諸改革について引き続き協議機関の検討に付するほか、平成17年度から計画的に実施している事務局業務の見直しによる職員数の縮減を進めます。

2 平成20年度の取組結果

- 「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」を開催し、議会の諸改革について調査・検討を重ねた結果、本会議の開会時間の変更、政務調査費の全領収書添付、議員旅費の見直し、議員会館の廃止方針など諸改革を推進しました。
- 事務局職員の縮減については、業務の見直しにより総務課職員1名を削減しました。

3 平成21年度の取組内容

- 「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」を平成20年度に引き続き開催し、検討結果に沿った諸改革の実行、諸課題の調査・検討を進めます。
なお、本会議の一般質問については、議員の発言機会を一層確保するため、平成21年6月定例会から全議員に1年に1回割り当てます。
- 事務局職員の縮減については、平成21年度に30名体制とする計画に向けて、業務の見直しにより平成21年4月に総務課職員を1名削減します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■事務局職員数	人	目 標	31	30	30
		実 績	31	—	—
		達成率	100.0%	—	—

3 柔軟で効率的な行政システム

(1) 政策等評価制度の見直し

一連番号	35
------	----

所管部課	総務企画部	総合政策課
------	-------	-------

TEL	1217
-----	------

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 県が実施した施策・事業評価について客観性を確保するため、県民、NPO等第三者による外部評価の実施を検討します。
- ◎ 評価事務の効率化を図るため、事業評価すべき対象範囲の見直しを進めます。

2 平成20年度の取組結果

- NPO法人による外部評価を試行実施（平成20年11月～平成21年1月）
評価の対象とした取組「自衛消防組織の育成について」
- 事業評価の見直し
 - ・事業の事前評価（公共事業、試験研究事業以外）を廃止し、目的設定表の作成へと変更
 - ・原則、300万円未満の事業を中間評価の対象外とするなど対象範囲の見直しを実施

3 平成21年度の取組内容

- NPO法人等による外部評価を実施します。（6月～9月）
- 外部評価の導入のあり方等について検討します。（10月～3月）
- 外部評価を含めた政策評価制度全般について、現状の問題点を洗い出し、制度改善を実施します。（10月～3月）

(2) 電子自治体の一層の推進

一連番号 36

所管部課	学術国際部 情報企画課	TEL	4 2 7 1
	知事公室 総務課		1 0 5 4
	出納局 会計管財課		2 7 2 1
	総務企画部 税務課		1 1 2 3

1 プログラムに掲げる取組

- 平成19年3月から開始している電子申請・届出サービスの対象手続を拡大するとともに、添付書類等の簡略化等を行い、手続きの利便性の向上を図ります。
- 電子申請・届出サービスによる手続の更なる利便性の向上のため、マルチペイメントネットワークについて、費用対効果を勘案しながら導入に向けた検討を行います。
- 納税者の利便性の向上を図るため、地方税の電子申告の一層の普及拡大を図るとともに、自動車の保有に係る手続きの利便性を高めるため、オンラインによる自動車保有関係ワンストップサービスの導入を検討します。

2 平成20年度の取組結果

- **電子申請・届出サービスの手続の拡大**
行政手続オンライン化アクションプランの年次計画に基づき、様式を作成しました。作成した様式は、試験運用後、住民側から電子申請できるよう手続を公開します。(一部公開済)行政書士による代理申請可能な手続について行政書士会の県内各支部を訪問し、その可能性について調査しました。
書類の添付方法をPDF形式にするなど、添付方法を多様化し、利便性を向上させました。
- **マルチペイメントネットワークの導入検討**
費用対効果を勘案した結果、税外収納の電子化は当面見送り、使用料・手数料の伴う電子申請・届出サービスの導入検討時点で「電子申請・申告に伴う電子決済基盤の整備」として位置付け、後に使用料・手数料以外にかかる納入通知書についても電子化を図ることとしています。
- **地方税の電子申告の普及拡大(継続)**
法人等に申告書を送付する際のPRチラシの同封や、ラジオによるPRを行いました。この結果、平成20年度の電子申告利用率は、目標の8%を大きく上回る19%に達しました。
- **自動車税ワンストップサービス(OSS)の導入検討**
現状では、導入コストに比して効果(利用率)が極めて低いことから、利用率向上策等の全国の動向について注視しながら今後の方向性を検討してきました。

3 平成21年度の取組内容

- **電子申請・届出サービスの手続の拡大**
行政手続オンライン化アクションプランの年次計画に基づき、発注仕様を作成し、事業者の様式作成を委託します。(～12月)
作成した様式は、早急に電子申請システムに登録し、試験運用後、住民側から電子申請できるよう手続を公開します。(～3月)
携帯電話からも申請できる簡易な様式を増やし、利便性の向上を図ります。(～3月)
- **マルチペイメントネットワークの導入検討**
使用料・手数料の伴う電子申請・届出サービスの導入が検討されしだい、マルチペイメントネットワークの導入についても検討を進めていきます。
- **地方税の電子申告の普及拡大(継続)**
継続して運用しながら利用率の更なる向上を目指し、積極的なPRを行います。
4月～7月 各振興局や地区税協単位で開催される税理士との懇談会等の機会を活用し、事

- 実上の申告者である税理士向けに周知、依頼を行います。
- 9月～10月 申告書を送付する際に同封するチラシについて、電子署名の簡素化等、導入後の改善点をわかりやすく説明するなど効果的なPRを行います。
- 9月～12月 電子申告の拡大を事務の省力化につなげるため、引き続き検討を行います。

○ 自動車税ワンストップサービス（OSS）の導入検討

全体スケジュールの再構築、利用率向上策等の全国の動向を注視しながら、導入することとした場合の費用対効果などを見極めた上で、今後の方向性について再検討します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■電子申請・届出サービスの対象様式数 累計	目 標	54	70	90	110
	様式 実 績	(19年度)	70	—	—
	達成率		100.0%	—	—

(3) IT活用による一層の効率化

一連番号 37

所管部課 学術国際部 情報企画課
教育庁 給与・旅費センター

TEL 4206
5122

1 プログラムに掲げる取組

- ITの活用を拡大し事務処理の効率化・省力化を図るために導入した各情報システムの維持管理費用削減のため、①維持管理業務の契約段階から実働段階までのルール化と効率的に事務を進めるための仕組み作り、②各システムで共通するハードウェア、ソフトウェア、機能、維持管理項目等の集約化、③最適なシステム構築を支援・管理し、また、システムの維持管理業務を引き受ける体制の整備に取り組みます。
- この取組により、新規システムの構築等による全体の維持管理費の増加を抑え、平成18年度の維持管理費が上限となるようにします。
- ◎ ITの活用による教育委員会の人事管理や給与事務等の効率化・集中化を図るとともに、経費の節減や職員数の縮減を進めるため、人事管理関係システム、給与・旅費支給関係システムを導入します。

2 平成20年度の取組結果

- 庁内情報システムの最適な構築・維持管理を支援するため、情報システムの企画から構築・運用までのマネジメント支援体制としてプロジェクトマネジメントオフィス、ITインフラマネジメントオフィスを整備するとともに、IT調達ルールの啓発実践やシステムを統合・統制する共通基盤として統合監視基盤、外部向け情報提供交換基盤を整備しました。
- **教育庁人事管理、給与・旅費支給関係システムの開発**
19年度に引き続き関係各システムの開発に取り組みました。
- **給与・旅費センターの設置**
21年度の各システム運用開始に合わせ、21年4月から小中学校教職員の給与・旅費支払業務を集中処理するため、「給与・旅費センター」の設置準備を進めました。

3 平成21年度の取組内容

平成20年度に引き続き、プロジェクトマネジメントオフィス及びITインフラマネジメントオフィスを設置し、ITガバナンスを発揮させながら、情報システム全体最適化の推進によりコスト削減を目指します。

○ マネジメント支援体制の整備

- ① プロジェクトマネジメントオフィスの設置
システム構築時の設計監理や受け入れテスト・検収を支援する体制としてプロジェクトマネジメントオフィスを設置し最適なシステム構築を目指すとともに、職員を対象に業務分析・改善のための業務最適化計画策定研修を実施し業務のシステム化に対する職員のスキル向上を促進します。
- ② ITインフラマネジメントオフィスの設置
サービスデスク、サーバ監視、予防保守など情報システムに共通する維持管理作業を引き受ける体制としてITインフラマネジメントオフィスを設置し、維持管理費用の低減を図ります。

○ システム共通基盤の整備

情報システムに共通する機能やハード・ソフトを共通基盤として提供し、システム構築・維持管理費用の低減を図ります。今年度は、庁内の中小規模情報システムの集約化などの実施計画を策定します。

○ **教育庁人事管理、給与・旅費支給関係システムの稼働**

関係各システムを稼働させ、21年4月から運用を開始し、人事管理や給与・旅費事務の効率化・集中化を図ります。

○ **給与・旅費センターの開設**

教育庁内に給与・旅費センターを設置し、これまで各教育事務所・出張所で行われてきた小中学校教職員の給与・旅費支払関係業務を、21年4月から本庁で一括処理します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度	
■情報システム維持管理経費	億 円	目 標	27	27	27	
		実 績	(18年度)	25	—	—
		達成率		108.0%	—	—

(4) 業務改善の継続的な取組

		一連番号	38
所管部課	知事公室 総務課 総務企画部 人事課 総務企画部 税務課	TEL	1054 1043 1123

1 プログラムに掲げる取組

- スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、業務全般にわたるきめ細かな改善を進めます。
- ◎ **所属長のマネジメント強化**
事務の適正な執行を確保するため、所属長のマネジメント強化を図ることとし、所属職員の動向把握、業務進行管理等のチェック体制を確立します。
- ◎ **パソコン使用の自粛**
仕事上の創意工夫、課題解決のための考える時間を確保するとともに、職員間のコミュニケーションを図るため、一定時間のパソコン使用を自粛する取組を実施します。
- ◎ **口座振替済通知書の廃止**
県が債権者に対し口座振替による支払いを行う場合の「口座振替済通知書」の郵送を廃止し、通知書の作成・送付に係る事務及びコスト（通知書の印刷代、郵送料）の縮減を図ります。
- ◎ **知事表彰の見直し**
知事表彰については、全県的・広域的に表彰すべきものに限定するよう見直します。
- **コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上**
県税のコンビニエンスストア窓口納付の対象を自動車税以外の税目に拡大することや電子納税、クレジット納付などの導入を検討し、納税者の利便性の向上を図ります。

2 平成20年度の取組結果

- **業務改善推進連絡会の設置**
知事部局及び教育庁全体で業務改善を推進するための連絡会を立ち上げ、執務環境の改善をはじめ、業務改善の全庁ルールを定めました。（1～3月）
- **所属長のマネジメント強化**
 - ・平成19年12月から実施した「不祥事・事務ミス防止緊急プログラム」について、各所属の実施状況の把握と検証を行いました。（5月）
 - ・各々の所属で使用している個別業務毎のチェックシートのうち、他所属でも応用可能なものについて、参考事例として庁内に紹介しました。（6月）
 - ・検証結果を踏まえ、新たに「事務ミス防止プログラム」を策定・施行しました。（6月）
 - ・管理監督職員のマネジメント能力を養成するため、新任班長を対象とする基礎研修等マネジメント研修を実施しました。また、マネジメント能力を人事評価制度における評価項目とし、職員の管理職への登用は、人事評価を実施して行うこととしました。
- **コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上**
自動車税のコンビニ納税について周知を行いました。また、延滞金の取扱いなど、自動車税の滞納を減らすための効果的な利用範囲の拡大等について、引き続き検討することとしました。
また、クレジットカード納付のニーズや問題点等についてアンケート調査を実施したところ、利用希望が多いものの、手数料負担の問題が障害となることが明らかになりました。

3 平成21年度の取組内容

- **業務の3割カットを目指す集中的な業務改善の推進**
一人の定型業務3割削減を目指し、コスト意識の徹底とムダ・ムラ・ムリの徹底した排除、2S（整理・整頓）活動の推進、事務処理方法の改善、課・班内のコミュニケーションの活性化など、更なる業務改善の推進を行います。

なお、県民から提出していただく申請書類等については、出来るだけ簡素化するよう検討を進めます。

○ **所属長のマネジメント強化**

「事務ミス防止プログラム」（20年6月30日策定）に基づき、各職場・業務に応じたチェックシステムによる事務ミスの防止に努めます。

管理監督職員のマネジメント能力については、養成研修を行うとともに、人事評価制度において評価項目とし、登用・配置に反映させます。

○ **パソコン使用の自粛**

仕事の創意工夫、課題解決に必要な考える時間を確保するため、各課室又は班ごとにパソコンの使用を自粛する一定の時間を設定します。

○ **コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上**

自動車税の納期内納付の広報と併せて、引き続きコンビニ納税の周知を行います。

さらに、クレジットカード納付や、地方税電子化協議会が推進する電子納税などについて、その導入効果や課題などの検討を行います。

4 職員の資質向上

(1) 職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革

一連番号 39

所管部課 総務企画部 人事課
知事公室 総合防災課

TEL 1043
4580

1 プログラムに掲げる取組

- 職員一人ひとりの更なる資質向上に向け、新たな職員像を提示し、その浸透を図るとともに、人事交流等の派遣研修と研修所研修のあり方を見直します。
- 効果的なメンタルヘルス対策を講じ、職員が向上心と気概を持ちながら安心して働ける環境づくりを進めます。
- 大規模災害等が発生した場合に、様々な分野の応急対応を迅速・的確に実施するため、長期の視点に立って危機管理に関して中核的な役割を担う「危機管理専門員」を養成し、危機管理体制の充実・強化を図ります。

2 平成20年度の取組結果

- **新たな職員像の提示**
新たな人材育成基本方針の作成及び目指すべき職員像について各人事制度への反映を検討しました。(10月～)
- **研修のあり方の見直し等**
北東北3県交流者、市町村派遣研修者、民間派遣者など派遣研修者を対象に調査を行うとともに、研修のあり方を再検討しました。(10月)
- **メンタルヘルス対策**
若い年代の職員がストレスに関する知識や対処法を学ぶとともに、職場の人間関係や環境づくりについて考え、快適に仕事に取り組めるよう、20～30歳代の職員を対象にしたメンタルタフネスセミナーを開催しました。(9月3～5日)
- **危機管理専門員の養成**
 - ・危機管理専門員養成のための民間派遣研修の実施 3名を派遣
 - ・危機管理専門員研修事業の実施 3名について実施平成20年度までの養成数10名

3 平成21年度の取組内容

- **新人材育成基本方針の人事制度への反映**
新人材育成基本方針を人事評価など各人事制度に反映させます。
- **分権時代を担う職員のための派遣研修について**
地方分権の進展のため、現在の「北東北3県交流」、「市町村・県人事交流」に加え、権限移譲に伴う市町村への職員派遣を行います。
- **メンタルヘルス対策**
管理監督者向け、若手職員向けにそれぞれ研修を実施します。(9月～11月)
- **危機管理専門員の養成**
 - ・危機管理体制整備事業の実施
1年間の民間派遣研修を終えた危機管理専門員については、総合防災課に所属しながら実務経験を積むとともに、各種の防災対策・危機管理関係研修を受講し専門的知見の習得に努めます。また、新たに地域振興局に危機管理専門員を配置するとともに、県及び市町村の職員を対象に

危機管理に関する専門的な研修を実施し、危機管理体制の充実・強化を図ります。

専門研修の実施	時 期	平成21年8月、11月
	対 象	県（危機管理専門員を含む）及び市町村の職員
	内 容	危機管理、災害対策 ほか

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■危機管理専門員の養成数	目 標	7	10	13	16
	実 績	(19年度)	10	—	—
	達成率		100.0%	—	—

(2) 能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充

一連番号 40

所管部課 総務企画部 人事課
教育庁 総務課

TEL 1043
5115

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 人事評価における評価項目、評価手法等の精度を高め、人材育成及び人事管理への更なる活用を図るとともに、現在課長級以上で実施されている人事評価結果の給与反映の対象範囲の拡大を図ります。
- ◎ 地方公務員法の分限事由の一つである「勤務実績が良くない場合」の職員の教育訓練方針及び分限処分等の基準を定め、適切な人事管理を行います。
- ◎ 教育委員会においても、現行の人事評価制度の効果を検証し、必要に応じ制度の見直しを行うとともに、教育庁及び教育機関（学校を除く。）の課長級以上の職員については、人事評価の結果を給与等の処遇に反映します。

2 平成20年度の取組結果

- **人事評価**
 - ・課長級以上の評価結果の給与への反映状況を検証し、今後の給与反映範囲の拡大においても評価調整会議の設置について検討することとしました。
 - ・給与反映の範囲の拡大について職員組合等との意見交換を行い、拡大範囲、方式等について検討しました。
 - ・派遣職員、研究職員等への人事評価制度適用については、派遣先機関及び試験研究機関と協議を行いました。
- **分限処分等**

新たに定めた分限処分要綱に基づき、分限事由に該当する可能性があるとして、所属から協議のあった職員について分限処分手続きの適用を検討しました。
- **教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員への給与反映の実施**

平成18年度から本格実施したこれまでの人事評価実施状況について検証を行うとともに、平成21年度からの教育庁及び教育機関（学校を除く。）の課長級以上の職員への給与反映を行うための制度構築等を進めました。

3 平成21年度の取組内容

- **人事評価**
 - ・平成21年度から実施される国家公務員の人事評価及び評価結果の処遇への反映方法を精査し、民間企業における人事評価方法も参考にした上で、評価シートの改訂、評価結果の給与への反映方法などを見直します。（7月～3月）
 - ・平成22年度から給与反映範囲を拡大するため、拡大する範囲や給与への反映方法などについて、職員組合及び他任命権者と協議します。（7月～3月）
 - ・派遣職員、研究職員等への人事評価制度の適用について検討します。（7月～3月）
- **分限処分等**

勤務実績不良等職員について、引き続き分限処分の適用について検討します。
- **教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員への給与反映の実施**
 - ・人事評価制度の検証及び実施
 - これまでの人事評価実施状況や効果等を検証し、必要に応じて、評価項目や評価手法等の精度を高めるために、制度を見直します。（4月～5月）
 - 新任の評価者に対し、評価者の役割や評価の進め方に関する評価者研修を実施します。（5月）

教育庁及び教育機関（学校を除く。）の課長級以上の職員にあつては前期（４月～９月）と後期（１０月～３月）の年２回、その他の職員にあつては年１回の人事評価を実施します。

・評価結果の給与反映

教育庁及び教育機関（学校を除く。）の課長級以上の職員について、平成２１年度前期の人事評価結果に基づき、２１年１２月期の勤勉手当成績率及び２２年１月期の昇給区分を決定します。（１０月～１月）

評価結果の給与反映状況を検証し、必要に応じて制度を見直します。（２月～３月）

III 公共サービス改革

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進

(1) 市町村に対する更なる権限移譲の推進

		一連番号	41
所管部課	総務企画部 市町村課	TEL	1143

1 プログラムに掲げる取組

- 個性豊かな地域づくりと、住民がもっとも身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるよう、知事等の権限に属する事務をできる限り市町村へ移譲します。
- 現行の手上げ方式による移譲が3年目を迎え、市町村により受入状況に差が生じていることから、今後は、市町村の規模や地域の特性などに応じて、市町村毎に受け入れてもらいたい事務を県が具体的に提案し、市町村に働きかけることにより、受け入れ促進を図ります。
- 市町村と共同による研究会の開催や市町村訪問などにより権限移譲への理解を深めながら、移譲率の向上に努めます。

2 平成20年度の取組結果

市町村毎に具体的な項目を選定し、権限移譲の受入れを働きかけるとともに、新たに旅券の発給に関する事務を追加した結果、延べ198項目について新規事務の受入れの内諾を得ました。

3 平成21年度の取組内容

- 国における地方分権の進捗状況を踏まえながら、次の観点から市町村に対して新規事務の受入れを働きかけます（5月～10月）。
 - ・本年度の提案に係る移譲項目について、引き続き未移譲の市町村に対する働きかけ
 - ・市町村の多くが受け入れている項目について、未移譲の市町村に対する働きかけ
 - ・重点項目を選定し、関係市町村に対する働きかけ
 - ・内閣府地方分権改革推進委員会第1次勧告で基礎自治体に権限移譲すべき事務とされ、本県の権限移譲条例で既に対象となっているものについて、市に対する働きかけ
- 権限移譲に伴うサポートを充実させます。
 - (財政的支援)
 - ・財政的支援に係る算定根拠の事前提示（5月実施済み）
 - ・受入れ準備等に要する経費及び移譲事務の処理に要する経費についての財政的措置
 - (人的支援)
 - ・県機関への実務研修職員の受入れ、現地調査への同行など市町村職員のスキルアップの支援
 - ・権限移譲の受入れ状況を勘案した県職員の派遣（4月実施済み）
 - (情報提供等)
 - ・移譲後に適切な事務処理が行えるよう、研修会の実施及び事務処理マニュアル等の提供
 - ・条例・規則等の法的整備が必要なものについての助言・協力

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ 権限移譲率	目標	30.4	37.7	42.0	45.0
	実績	(19年度)	37.7	—	—
	達成率		100.0%	—	—

(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進

一連番号 42

所管部課	産業経済労働部 観光課	TEL	2 2 6 1
	生活環境文化部 県民文化政策課		1 5 5 2
	総務企画部 市町村課		1 2 3 1
	健康福祉部 福祉政策課		1 3 1 3

1 プログラムに掲げる取組

- 観光に対する意識変化、県民ニーズ等を踏まえ、県有観光施設の今日的なあり方や必要性を再検討し、条件整理を行った上で、可能な限り地元自治体や民間への譲渡を進めます。
- 広域交流センター（鹿角、能代山本、本荘由利、湯沢雄勝）については、地元自治体との協議を踏まえて、譲渡を進めます。
- スポーツ施設・集会施設等の地域活性化施設のうち県が事実上管理していないものについて、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。
- 障害者自立支援制度や介護保険制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、県が所有する社会福祉施設について、地元市町村や民間と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

2 平成20年度 of 取組結果

- ニツ井総合観光センター及び矢立遊歩道を地元自治体に譲渡しました。（4月）
- 4月以降、その他の施設について、所在市町村等と意見交換を行うとともに、鹿角総合観光センターを21年4月に鹿角市に譲渡する方向で協議が整い、所要の手続き等を進めました。
- **広域交流センターの譲渡**
 - ・能代山本広域交流センターは、平成20年10月1日に地元自治体に譲渡
 - ・鹿角及び本荘由利の2広域交流センターは、平成21年4月1日付けで鹿角市及び由利本荘市にそれぞれ譲渡することで合意
 - ・湯沢雄勝広域交流センターは、平成22年度当初の譲渡に向けて協議を進めました。
- 譲渡予定先である民間法人との間で、譲渡全体に係る基本的な考え方や各施設ごとの課題を整理するための意見交換・協議を実施しました。

3 平成21年度 of 取組内容

- **観光施設**
 - ・鹿角総合観光センター（あんたらあ）を地元自治体に譲渡します。（4月実施済み）
 - ・その他の施設について、具体の譲渡先が想定される場合は意見交換を行い、譲渡に向けた条件等を整理します。
- **広域交流センター**
 - 鹿角及び本荘由利の2広域交流センターは、平成21年度当初に譲渡します。（4月実施済み）
 - 湯沢雄勝広域交流センターは、地元から要望のあった修繕工事を実施し、平成22年度当初の譲渡を目指します。（工事前協議4月、修繕工事4～7月、協議8～10月、譲渡申込書提出11月、財産処理審査会1月、譲渡契約3月、譲渡完了4月）
- **地域活性化施設**
 - ・引き続き地元自治体等に譲渡受け入れを働きかけます。（4月～9月）
 - ・地元自治体の意向を踏まえ譲渡条件、問題点等の再検討を行います。（10月～3月）

○ 社会福祉施設

- ・ 譲渡に関する検討及び譲渡予定先との協議の実施

各施設を譲渡するに当たっては、各施設の維持管理に要する経費負担が大きいことなど課題が多いため、各施設ごとの課題を整理し、譲渡の可否を含めた検討を行うとともに、地元市町村や民間との協議を行い、譲渡に向けた具体的な条件等を整理します。

※譲渡の検討を進める社会福祉施設

- ・ 心身障害者コロニー
- ・ 身体障害者更生訓練センター
- ・ 阿桜園
- ・ 高清水園
- ・ 水林通勤寮
- ・ 老人福祉総合エリア（南部、中央、北部）

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ 県観光施設の譲渡条件整理数 (県観光施設数16(道路等除く))	施設	目 標	1	5	5	5
		実 績	(19年度)	5	—	—
		達成率		100%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ 広域交流センターの譲渡実施施設数 (18年度末対象施設数6)	施設	目 標	2	0	1	1
		実 績	(19年度)	1	—	—
		達成率		—	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■ 社会福祉施設の譲渡実施施設数	施設	目 標	0	0	0	8
		実 績	(19年度)	0	—	—
		達成率		—	—	—

(3) 地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ

一連番号 43

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

1 プログラムに掲げる取組

- 平成22年の新分権一括法の制定に向けて、地方分権改革推進委員会による政府への勧告、政府による地方分権改革推進計画の策定に対して、全国知事会等を通じて本県も含め地方の意向をできるだけ反映させます。
- 道州制に対する県民の理解促進のため、今後とも、その普及啓発に努めるとともに、国における道州制議論が加速する中で、本県も含め地方の考え方を全国知事会等を通じて国へ訴えていきます。

2 平成20年度の取組結果

- **地方分権**
 - ・秋田県自治体代表者会議の開催（12月）
 - ・「地方財政確立・分権改革推進」全国大会への出席（11月）
 - ・県単独及び全国知事会等を通じた国への要望（5月、6月、7月、12月）
 - ・地方分権推進キャラバンの開催（11月1回、1月4回、2月3回）
 - ・大学等への出前講座による普及啓発（6月、11月2回、12月2回、2月）
- **道州制**
 - ・全国知事会を通じた国への要望（7月）
 - ・県政だより「か・だ・ろ」を活用した普及啓発（6月）
 - ・道州制県民フォーラムの開催（2月）

3 平成21年度の取組内容

- **地方分権**

地方分権の推進については、「国と地方の役割分担の徹底した見直し（義務付け・枠付け等の規制、権限移譲、出先機関）」「分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備」に関する提言等、全国知事会の活動等を通じて国等への働きかけを行います。

また、引き続き地方分権推進キャラバン等を実施し普及啓発を図るとともに、新分権一括法の制定に伴う県条例等の所要の整備や市町村への説明会を開催します。

 - 国への要望活動等
 - ・県による国への要望（6月）
 - ・全国知事会地方分権推進特別委員会の開催
 - ・全国知事会の開催（7月）
 - 普及啓発
 - ・地方分権推進キャラバンの開催（10月～）
 - ・大学等への出前講座による普及啓発
 - 新分権一括法制定に伴う取り組み
 - ・県条例等の整備（11月～）
 - ・市町村説明会（11月～）
- **道州制**

道州制は、真の地方自治の実現に向けて、国の省庁の再編を含め国と地方のあり方を抜本的に見直すものであり、まずは国においてしっかり議論する必要があります。

そのため、全国知事会等を通じ地方の意見に十分に配慮しながら検討進めるよう国に要望していきます。併せて、県民に道州制を知ってもらおうとともに、メリット・デメリットを含め幅広く議論してもらうためのフォーラムを開催します。

 - 全国知事会等を通じた活動
 - ・全国知事会による国への要望（7月頃）
 - ・全国知事会議道州制特別委員会への出席し、意見を反映
 - 県民の議論喚起
 - ・大学等への出前講座による周知
 - ・道州制県民フォーラムの開催（2月予定）

(4) 新時代国土発展制度(1国2制度)の導入に向けた国への働きかけ

一連番号 44

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 地域間格差を是正し、地方も都市とともに発展するためには、地域の実情に応じて、異なった法人税率の適用、資金調達の円滑化、高速道路の低料金化による物流コストの低減などにより、地方への投資インセンティブを飛躍的に高め、企業立地の促進や雇用の拡大を図ることが必要であり、こうした制度の構築を国等に強く働きかけます。

2 平成20年度の実績

○ 国への要望活動等

- 国への働きかけ(6月)
 - ・平成21年度国の施策・予算に関する提案・要望「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進について」を関係省庁に提案。
- 北海道東北地方知事会議への出席(11月)
 - ・「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進」について、各道県知事と意見交換を実施。
- 政府主催全国都道府県知事会議への出席(11月)
 - ・「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進」を、内閣総理大臣に要請。
- 秋田県自治体代表者会議の開催(12月)
 - ・「地方の自立と発展に向けた大胆な制度改革の推進」について、県内地方6団体の緊急アピールを採択し、関係省庁に要望活動を実施。

2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大

(1) 社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進

一連番号	45		
所管部課	生活環境文化部 県民文化政策課	TEL	1519

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 企業、NPO等及び市町村等が相互理解を図り、協働して社会貢献活動を行うためのきっかけづくりの場となる「企業との協働連携推進プラザ（仮称）」を遊学舎に設置するなど、様々な主体による協働が活発化するための環境を整備します。

2 平成20年度の実績

- 社会貢献活動を行う企業の訪問調査を行い、市民活動情報ネット及び「企業との協働連携推進プラザ」へ情報を掲載したほか、協働連携情報誌を県内3地区で年5回発行するなど、協働に関する情報提供を広く行いました。
- 県内企業の代表者等及びNPOを対象にしたCSR（企業の社会的責任）セミナーを実施し、NPOとの協働連携の可能性を探るとともに、県職員及び市町村職員の意識啓発を図るため、「秋田県協働連携ガイド」を活用した研修や、実践例の紹介等を行うための市町村研修を開催したほか、県北・県央・県南地区で、企業とNPOがワークショップを行うなど、様々な主体による協働連携のための環境づくりを行いました。

3 平成21年度の実績

- **社会貢献活動を行う企業の訪問調査の実施**
県内各地で社会貢献活動を実際に行っている企業を訪問し、活動内容、NPOとの協働等について調査を行い、企業との協働連携推進プラザの運営に生かします。
- **CSR（企業の社会的責任）セミナーの実施（5月～7月）**
社会貢献活動を行っている企業の代表を講師に、県内企業の代表者やNPOを対象にしたCSRセミナーを実施し、NPOとの協働連携の機運を高めます。
- **企業とNPOとのワークショップの実施（7月～12月）**
県北・県央・県南地区で、企業とNPOが特定のテーマについてワークショップを行い、具体的な協働連携の可能性を探し、企業とNPOのマッチングを図ります。
- **企業との協働連携推進プラザの運営**
様々な協働連携のニーズを有する企業やNPOの情報を遊学舎等に掲示するとともに、市民活動情報ネットのメールマガジン等を活用し広く情報提供するほか、協働連携コーディネーターを設置し、企業とNPOのマッチングを図ります。
- **市町村職員研修会の実施（7月～8月）**
身近な行政主体である市町村とNPO等との協働連携や地域づくり活動を推進するため、「秋田県協働連携ガイド」を活用した研修や、実践例の紹介、情報交換等を行うための市町村研修を県内3カ所で開催します。
- **県民情報提供事業の実施**
協働の取組事例やガイドの概要・活用の仕方等を紹介する協働連携情報誌を県内3地区で年5回発行します。

○ **研修等による県職員及び市町村職員の意識啓発（7月～10月）**

協働推進ガイドや実践事例等を活用し、県職員及び市町村職員を対象とした研修を行います。

○ **情報の提供（随時）**

協働の取組事例や協働推進ガイドの概要・活用の仕方等に関する情報について、年10回発行している市民活動情報誌及び市民活動情報ネットを通じて広く提供します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■NPOと企業・市町村との協働をテーマとしたワークショップの数	目 標	0	1	4	4
	実 績	(19年度)	4	—	—
	達成率		400.0%	—	—

(2) 県民との協働を推進するための仕組みづくり

一連番号 46

所管部課	生活環境文化部 県民文化政策課 知事公室 総合防災課	TEL	1519 4565
------	-------------------------------	-----	--------------

1 プログラムに掲げる取組

- 県民との協働を全庁的に一層推進するため、「協働による地域づくり活動に関する宣言書（協働のための指針）」を踏まえた「協働の推進ガイド」を策定します。
- 職員が地域社会の一員として、消防団活動等の地域における様々な活動に参加することにより、地域や社会に貢献するとともに、県民の率直な意見等を把握し、同じ目線で政策や施策に結びつける等地域活動を通じて職員の意識改革を図ります。
- 職員が消防団活動により参加しやすい仕組みとして、特定の活動・役割にのみ参加する機能別分団・団員の制度導入の市町村の取組を促進します。

2 平成20年度の取組結果

- 様々な分野での協働の更なる推進に向け、庁内に協働推進連絡会議を設置し、全庁的な体制を整備するとともに、平成19年度に策定した「秋田県協働推進ガイド」を活用し、県職員及び市町村職員を対象とした研修を行うなど、協働に向けた取組を行いました。
- **職員の入団促進の取り組み**
消防団入団促進キャンペーンの実施に合わせ、情報活用支援システム（掲示板）を活用して、消防団の役割、活動内容及び現状等について職員へ周知するとともに、消防団入団の呼びかけを行いました。（1月）
- **市町村の取組促進**
特定の活動や役割に限定して参加する新たな消防団制度（機能別団員・分団）の市町村での導入状況等について、その実態の調査・把握を行いました。（9月）
調査結果を踏まえ、未導入市町村において積極的な取組が促進されるよう、市町村訪問や各種会議等の機会をとらえ、情報提供及び導入要請を行った。（11月～3月）

3 平成21年度の取組内容

- **秋田県協働推進ガイドの運用（通年）**
協働推進の基本ルールや庁内の進行管理の仕組み等を定めた庁内向け「秋田県協働推進ガイド」を運用します。
- **協働推進連絡会議の開催（4月、7月）**
様々な分野での協働の更なる推進に向け、協働推進ガイドに沿って着実に取り組むとともに、庁内に協働推進連絡会議において、全庁的な体制で進行管理を行います。
- **研修等による県職員及び市町村職員の意識啓発（7月～10月）**
協働推進ガイドや実践事例等を活用し、県職員及び市町村職員を対象とした研修を行います。
- **情報の提供（随時）**
協働の取組事例や協働推進ガイドの概要・活用の仕方等に関する情報について、年5回市民活動情報誌及び市民活動情報ネットを通じて広く提供します。
- **職員の入団促進の取り組み**
情報活用支援システムの活用により、消防団の役割、活動内容及び現状について職員に周知を図るとともに、消防団入団の呼びかけを行います。（4月、1月）
庁内会議等において、所属長等に趣旨を徹底し、職員が消防団に参加しやすい環境づくりに努め

ます。(4月)

○ **市町村への取り組み**

特定の活動や役割に限定して参加する新たな消防団制度（機能別団員・分団）の導入に向けた市町村の取り組みが促進されるよう、情報提供及び導入要請を行います。(5月～3月)

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■県とNPO等の協働増加件数	件	目 標	協働件数	10	10	10
		実 績	76	11	—	—
		達成率	(19年度)	110.0%	—	—

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■市町村における機能別分団・団員の制度導入（職員が消防団に参加しやすい仕組みの整備）	市町村	目 標	2	7	15	25
		実 績	(19年度)	2	—	—
		達成率		28.6%	—	—

(3) 自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備

一連番号 47

所管部課 生活環境文化部 県民文化政策課 TEL 1519

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 県民や企業など民間が主体となりNPO・ボランティア活動を継続的に支える仕組みとして、ファンド等の資金調達環境の整備を図ります。

2 平成20年度の実績結果

5月7日に設置されたファンド設立準備委員会へ参画し、NPO等と協議・検討を重ねながら、NPO活動を社会全体で支える「NPOサポートファンド」創設に向けた支援を行いました。

3 平成21年度の実績内容

NPOサポートファンドの創設に当たり、ファンド運営へのサポート及び一定の役割分担に応じた支援等を実施します。

○ ファンド運営へのサポート（通年）

寄附を集めるための仕組み及び助成プログラムの構築等を行う運営委員会へ運営委員として参画します。また、資金の助成先の審査及び決定を行う選考委員会へ選考委員として関与します。さらに広報活動や助成事業の実務等に係るアドバイスを適宜行うこととします。

○ 一定の役割に応じたファンドへの支援

ファンドを運営するNPO法人に対し、安定した収入確保策を企画する資金調達推進員（ファンドレイザー）の活動費、助成のための資金及び広報費等に対する支援を実施します。

○ 企業及び市町村への訪問

NPOサポートファンドへの理解と協力を得るため、NPO等と協働して企業や市町村を訪問します。

(4) 県民全体で支える森づくりの推進

一連番号 48

所管部課 農林水産部 水と緑推進課
総務企画部 税務課

TEL 1750
1123

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林を健全に守り育て、将来に引き継いでいくため、本県の森林環境を保全し、県民全体で森づくりを支える仕組みとして「秋田県水と緑の森づくり税」を導入します。

2 平成20年度の実績結果

平成20年4月1日に秋田県水と緑の森づくり税条例を施行し、森づくり税の徴収を開始しました。森づくり税を活用した事業については、メインの事業である針広混交林化事業やマツ林健全化事業、県民参加の森づくり活動を推進するための各種ソフト事業など概ね計画通り推進した結果、県民の森づくりへの理解促進を図りました。

3 平成21年度の実績内容

○ 針広混交林への誘導（通年実施）

計画面積290haで実施予定

○ マツ林の健全化（通年実施）

計画面積155haで実施予定

○ 広葉樹林の保全と再生（通年実施）

里山林保全事業 計画5箇所、整備6箇所を実施予定

広葉樹林再生事業 計画1箇所、整備1箇所を実施予定

○ 県民参加の森づくり活動の推進（通年実施）

森林環境教育推進事業 20件実施予定

森林環境教育指導者養成事業 3回実施予定

ふれあいの森整備支援事業 17件実施予定

植樹・育樹ふれあい支援事業 10市町村で実施予定

森林ボランティア活動支援事業 16件実施予定

森林ボランティア安全作業リーダー育成事業 48名で実施予定

地域リーダー育成事業 50名で実施予定

森づくり県民提案事業 25件実施予定

○ 県民参加による森づくりへの理解促進（通年実施）

森づくりフォーラムの開催、県北、県央、県南での森づくり普及啓発事業の実施、県広報紙「かだろ」への特集の掲載など、県民参加の森づくりへの理解促進を図る取組を実施予定。

(5) 社会全体で支える子育て支援と教育の充実

一連番号 49

所管部課 健康福祉部 子育て支援課
教育庁 総務課

TEL 1342
5112

1 プログラムに掲げる取組

◎ 本県の「人づくり」の土台となる「子育て支援」と「教育の充実」を社会全体で支えていきます。

2 平成20年度の取組結果

- 育児の社会化に向けた普及啓発を推進するため、各種事業を実施しました。
- 企業における仕事と育児の両立支援の取組を促進するため、企業経営アドバイザーの派遣や、子ども・子育て支援に積極的な企業の表彰を行いました。
- 企業等による子育て家庭等への優待サービスの実施を促進するため、市町村や関係団体との意見交換を行うとともに、各種事業者団体への協力依頼等を実施しました。
- 子育て団体等が主体的に活動できる仕組みの導入に向けた研修会を実施しました。
- 「教育立県あきた」を目指す取組として、少人数学習の推進や高校生パワーアップ事業、秋田発子ども双方向交流プロジェクトを実施しました。県民総ぐるみで教育を支える運動として、放課後子ども教室推進事業、学校支援地域本部事業を展開しました。また、学校の地域貢献の拡充策として、高校生ボランティア活動推進事業を実施しました。

3 平成21年度の取組内容

【育児の社会化に向けた普及啓発の推進】

- 子ども・子育て支援推進協議会を主体にした県民運動の一層の充実を図るため、8月の「子ども・子育て支援月間」を中心に、啓発活動を実施します。
 - ・ABS等との共同による「子育て応援団 2009」の実施（8月）
 - ・地域活動団体・企業の表彰（8月）
 - ・子ども・子育て支援推進地区協議会（8地区）におけるセミナー等啓発事業の実施（8～12月）

【企業における仕事と育児の両立支援の取組促進】

- 一般事業主行動計画の策定企業の増加を図るため、個別企業に対する助言・指導を実施します。
 - ・個別企業に策定を働きかける「両立支援促進員」の配置（通年）
 - ・個別企業に対して専門的アドバイスを与えることができる「企業経営アドバイザー」の派遣（通年）

【企業等による子育て家庭等への優待サービスの実施促進】

- 優待カードを提示し、店舗等から割引等サービスを受けることができる事業を実施します。
 - ・優待カード及び協賛ステッカー等の作成・配布（4月～）
 - ・優待サービス事業の実施（7月～）

【子育て団体等が主体的に活動できる仕組みの導入】

- 市町村や県民、企業、NPO等地域活動団体などが、自らの知恵と工夫により、地域の実情に応じた柔軟で多様な子育て支援に関する取組を支援する仕組みについて検討していきます。（通年）

【「教育立県あきた」を目指す取組の推進】

- 少人数学習の推進
小1・小2・中1での少人数学級及び他学年での少人数授業により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を行います。
- 高校生パワーアップ事業の実施

高校生の学力・専門的技能と教員の指導力のパワーアップを図ります。

・外部講師等活用事業（予備校講師による夏季冬季合宿セミナー等）

◇主な取組予定 ①土曜講座（21年8月～22年2月） ②夏季・冬季合宿セミナー（夏季：8月 冬季：12月、各2泊3日） ③数学科教員集中研修（21年7月、10月）

・キャリアアドバイザー等活用事業（進路決定のためのキャリア教育充実）

・高校生国内・国外派遣交流事業（国内外の高校で武者修行）

・ものづくり教育支援事業（地域企業とのネットワーク形成等）

◇主な取組予定 ①ものづくりコンテスト ②横手ものづくり講座 ③テクニカルティーチャー・スペシャル授業

○ 秋田発・子ども双方向交流プロジェクトの実施

子どもたちの豊かな人間性と社会性を育み、秋田の魅力や地域力の再発見を通じた元気な地域づくりを進めるため、特定の体験テーマを設定するなど、より高い教育的効果の発現を図りながら、都市部と農村部など多様な地域との双方向の体験交流を促進します。

双方向交流事業 20年度：3組 → 21年度：3組

都市等体験事業 20年度：3校 → 21年度：2校

【県民総ぐるみで教育を支える運動の展開】

○ 放課後子ども教室推進事業の拡充

放課後や週末に児童の安全・安心な居場所を設置し、地域住民の支援による体験活動や学習活動の充実を図ります。

20年度：139教室 → 21年度：141教室

○ 学校支援地域本部事業の推進（市町村単位）

学校と地域を結ぶ地域コーディネーターを配置し、地域住民による学校支援活動を行う取組（学校支援地域本部）を進め、地域全体で学校を支援する仕組みづくりを引き続き推進します。

20年度：20市町村 → 21年度：22市町村

○ 「あきた教育の日」の推進

県民一人一人が教育に関心を持ち、社会全体で教育の充実を支えるという認識を共有し、「教育立県あきた」を目指していくため、「あきた教育の日」（11月1日）を中心として10月から11月にかけて、教育関係機関、学校、民間団体、地域住民等の参加により、「みんなの登校日」や各種イベント等を集中開催します。

【学校の地域貢献の拡充】

○ 高校生ボランティア活動推進事業の充実

教育活動の一環としてボランティア活動を推進し、若い力で地域の活性化に寄与します。

（21年4月～22年2月）

(6) アウトソーシングの拡大

一連番号 50

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 プログラムに掲げる取組

- 「外部委託できないものは何か」という観点から、事務事業の一層のアウトソーシングを推進します。
- ◎ 民間からの提案に基づき、行政と民間が対等の立場で協議し、新たな役割分担を構築する協働化テストを実施します。

2 平成20年度の実績結果

事務事業の再点検（スプリングレビュー）により民間委託を推進するとともに、協働化テストの実施に向けて準備を進めました。また、2施設について指定管理者制度に移行し、その他の施設についても指定管理者制度の移行に向けた準備を進めました。

3 平成21年度の実績内容

- **事務事業の再点検（スプリングレビュー）による民間委託の推進**
昨年度に実施したスプリングレビューに基づき、民間委託を着実に推進します。
- **秋田県版協働化テストの実施**
アウトソーシングを推進するため、民間等からの提案に基づき、行政と民間が対等の立場で協議し、新たな役割分担を構築する「秋田県版協働化テスト」を実施します。（7月～）
- **指定管理者への移行**
 - ・ 農業科学館、・ 少年自然の家（大館、岩城、保呂羽山）などの施設について、指定管理者制度導入の是非について所管課と引き続き協議します。
 - ・ 協議の結果、指定管理者制度にふさわしいと判断した場合は、平成22年度からの移行を目指して選定事務等を進めます。

4 数値目標及び実績

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
			20年度	21年度	22年度	
■新規アウトソーシング業務数	件	目標	32	25	25	
		実績	(19年度)	16	—	—
		達成率		64.0%	—	—

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
			20年度	21年度	22年度	
■新規指定管理者移行施設数	箇所	目標	2	4	3	
		実績	(19年度)	2	—	—
		達成率		100.0%	—	—

3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用

(1) 公共施設の有効活用の推進

		一連番号	51
所管部課	総務企画部 総合政策課 知事公室 総務課 健康福祉部 子育て支援課	TEL	1214 1054 1343

1 プログラムに掲げる取組

- 公共施設の有効活用を図るため、利用度の低い施設等について、本来の使用目的にかかわらず、住民ニーズに沿った利用を積極的に推進します。
- 公共施設別に利用者数等の目標を毎年度設定して利用拡大に努めるとともに、その状況を公表するほか、利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進めます。
- ◎ 子どもを連れて親たちが気軽に集い交流できる場の充実を図るため、県有施設への親子が利用できるスペースや設備等の設置を進めます。

2 平成20年度の取組結果

「県庁出前講座」や「もみじキャラバン」等により構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等について周知し、制度の活用を促しました。

公共施設の利用者数等の目標及びサービス改善の取組を公表しました。

新たに13の県有施設に幼児コーナーを設置し、対象となった全28施設において、親子が利用できるスペースや設備等の設置を完了しました。

3 平成21年度 of 取組内容

○ 本来の使用目的以外の利用の推進

- ・ 県庁出前講座等による説明会の開催（随時）
- ・ 国との共催による説明会の開催（5月又は10月）

○ 公共施設の利用者数等の目標及びサービス改善の取組の公表

公共施設の21年度の利用者数等の目標を設定し、20年度実績及びサービス改善のための具体的な取り組みと併せて公表します。（5月～）

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状（年度）	20年度	21年度	22年度
■親子が利用できるスペースや設備等の設置数の累計 （対象施設数28箇所）	目 標	15	28	—	—
	実 績	（19年度）	28	—	—
	達成率		100.0%	—	—

(2) 自治研修所の有効活用

一連番号 52

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 自治研修所の研修室及び宿泊施設の有効活用の観点から、当初の設置目的にとらわれず、民間企業や団体の研修等での利用を促進するとともに利用方法等の周知策を講じます。
また、自治研修所実施の研修を県・市町村職員以外にも受講対象を広げるなど、自治研修所研修のあり方も含め幅広く検討を進めます。

2 平成20年度の実績結果

県内各種団体に自治研修所利用について県内団体へ意向調査を行ったところ、8団体が利用を検討するとの回答が得られました。
研修室、宿泊室の外部利用を想定した規程の整備については、団体の意向調査結果、今後の利用需要を勘案し、検討しました。

3 平成21年度の実績内容

○ 企業、団体等への広報

20年度調査の県内各種団体の意向に基づき、自治研修所での研修を呼びかけ、施設の利用を促進します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■研修の開催回数 (うち民間研修)	回	目 標	125 (0)	130 (2)	135 (4)	140 (6)
		実 績	(18年度)	149 (2)	—	—
		達成率		114.6% (100.0%)	—	—
					—	—

(3) 職員公舎・知事公舎のあり方検討

一連番号 53

所管部課	総務企画部 人事課	TEL	1046
	学術国際部 学術国際政策課		1224
	出納局 公共建築物活用室		2734
	教育庁 総務課施設整備室		5117
	知事公舎 秘書課		1032

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 職員公舎については、その利用実態等を踏まえ、現行の公舎整備計画を凍結し、今後も職員の入居が見込まれない空き公舎については、他の利用による有効活用を促進します。併せて家賃についても見直しを検討します。
- ◎ 教職員公舎については、老朽化の進行と住環境ニーズの変化により、入居率が低い状態となっている木造一戸建の公舎を解体・所管換し、現有の半数程度（約60棟）を処分するとともに、知事部局管理公舎と教育委員会管理公舎の両部局職員による相互利用を可能とし、財産活用のロスを解消します。
- ◎ 知事公舎については、存廃を含め、そのあり方について見直しを検討します。

2 平成20年度の取組結果

知事部局職員公舎について、空き公舎への入居促進や老朽公舎の売却等、有効活用に取り組みました。教職員公舎について、解体6棟、用途廃止・所管換11棟を行い合計17棟を処分するとともに、入居を促進するため、職員情報検索システムに知事部局職員も利用可能な公舎の空き情報を提供しました。全国の知事公舎の状況等について調査しました。

3 平成21年度の取組内容

- **知事部局職員公舎の有効活用**
 - ・引き続き空き公舎への入居を促進します。
 - ◇ 独身職員の世帯用公舎への入居
 - ◇ 他任命権者（教育・警察）職員の知事部局公舎への入居
 - ・引き続き社宅家賃についても状況を調査するとともに、国の動向等も踏まえ、家賃の見直しを検討します。
- **教職員公舎の有効活用（財産ロスの解消）**
 - ・老朽化した木造一戸建て教職員公舎の解体・処分を促進します。
 - ◇ 解体処分
 - ◇ 出納局会計管財課へ所管換
 - ・空き公舎の入居促進を図ります。
 - ◇ 職員情報検索システムで空き公舎情報を随時提供します。
- **知事公舎のあり方の検討**

知事公舎は、当面は存続させますが、引き続き管理体制等のあり方について検討します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状（年度）	20年度	21年度	22年度
			■空き公舎戸数	戸	150 (19年度)
			99	—	—
			48.6%	—	—

4 県民視点、県民満足度向上の徹底

(1) 徹底した情報公開の推進

一連番号 54

所管部課 知事公室 情報公開センター

TEL 1078

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 県民や企業等が、必要な情報をいつでもどこでも分かりやすく入手できる環境を整備するため、県の保有する行政資料をインターネットから検索できる新文書管理システムを導入し、情報公開を徹底します。

2 平成20年度の実績結果

- ・ 文書管理システムを使用する知事部局のほか、教育庁及び各委員会などとの調整を実施しました。
- ・ 知事部局の全県の文書主任等に新文書管理システムに関する概要を説明しました。
- ・ 新文書管理システムの開発用の仕様書を作成しました。
- ・ 行政資料の配架について、県政情報資料室との調整を実施しました。

3 平成21年度の実績内容

- 文書管理システムと行政資料の管理を区別した方が費用対効果が良いことから、文書管理システムと切り離し、行政資料を管理するシステムを新たに構築することとします。
- 行政資料の管理方法について再検討することとします。
- 行政資料管理システムについて仕様を検討することとします。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■行政資料登録数	件	目 標	0	0	30,000	
		実 績	(19年度)	0	—	—
		達成率		—	—	—

(2) 新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進

一連番号 55

所管部課 知事公室 情報公開センター

TEL 1071

1 プログラムに掲げる取組

- 秋田の競争力強化を図るため、「県政」の広報からトータルな「秋田」の広報へ転換し、県内外に、これが「秋田県」だとすぐに理解されるイメージコンセプトを確立します。
- また、県民一人ひとりが地域や全国、世界へと秋田の元気を発信するため、キャッチコピーやイメージマークを募集・作成するとともに、「県民レポーター」を設置し、広報紙への寄稿など県民参加型広報を推進します。
- さらに、チラシやパンフレット、イベントや財源などの広報資源を集約化し、効率的な広報を実施するとともに、研修等による職員のレベルアップを図り、効果的な広報・広聴を行います。

2 平成20年度の取組結果

- ・秋田の魅力をアピールするための、キャッチコピーやイメージマークを作成しました。
- ・県民レポーター10名の募集及びレポーターを活用した広報を実施しました。また、「秋田の応援団」会員による秋田の元気情報の受発信を行うとともに、秋田の応援団人材データベースを構築し、ホームページに公開しました。
- ・ホームページに中国語、韓国語、ロシア語表記を追加しました。
- ・広報紙に各課が全戸に配布したい情報を集約し、効率的な広報を実施しました。
- ・職員のスキルアップのため、県職員ブログの開設や研修会を開催しました。

3 平成21年度 of 取組内容

- **秋田で元気に！キャンペーン**
新キャッチコピー&マーク「秋田で元気に！」を活用した県内外へのPR活動や県民の元気喚起のためのテレビ番組、テレビスポットCMを放映します。
- **参加型広報の推進**
県民レポーターによる地域情報の発信及び秋田の応援団による応援メッセージの活用など県民参加型広報を推進します。
- **広報力の強化**
注目を集めているインターネットのブログ（県職員ブログ、振興局ブログ）の効果的な活用を図ります。
- **広報資源の集約化**
各課の広報資源を広報紙に集約します。
- **研修会等の開催**
 - ・職員のスキルアップ研修を継続して実施します。（6月）
 - ・県職員ブログへの投稿の促進を図り、県職員一人ひとりが広報パーソンとして情報を発信します。

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
■県の広報活動を評価する県民の割合 (県民意識調査による)	目 標	64	66	68	70
	実 績	(19年度)	60	—	—
	達成率		90.9%	—	—

(3) 審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築

一連番号 56

所管部課 知事公室 総務課
生活環境文化部 男女共同参画課

TEL 1054
1555

1 プログラムに掲げる取組

- 既存審議会等については、活動状況や審議内容を随時点検し、委員定数の見直しのほか役割の低下・終了した審議会等や特に要綱設置の審議会等の統廃合を引き続き推進するとともに、新設については必要不可欠なものに限定します。
また、県民の意見を聞く機会を多くするため、委員の公募を一層拡大するとともに、引き続き女性委員の登用を進めます。
- ◎ 要綱等により設置される審議会の公募委員に対し支払われる謝金について見直します。
- 県民意見提出手続（パブリックコメント）の対象を現状の条例等に加え、規則や審査基準、処分基準、行政指導指針にも拡大します。

2 平成20年度の取組結果

- 既存審議会等について活動状況や審議内容を点検するなどして5件の審議会等を統廃合し、審議会設置については総務課長に合議することとしました。また、委員の共同公募を実施するとともに、公募委員の謝金の上限を5千円としました。
- 庁議や男女共同参画推進員の研修会等を通じて、審議会等所管課の女性委員比率向上の取組みを依頼しました。併せて、審議会委員等政策・方針決定の場へ参画できる人材の発掘を進めるとともに、実践的なセミナーを開催し、即戦力となる人材の育成を図りました。
- パブリックコメントの対象の拡大について検討しました。

3 平成21年度の取組内容

- **審議会等の統廃合・委員の共同公募**
 - ・平成21年5月1日 平成21年度 審議会等状況調査の実施
 - ・平成21年7月 平成21年度下期改選審議会の共同公募
 - ・平成22年1月 平成22年度上期改選審議会の共同公募
平成21年度 審議会などの統廃合調査の実施
- **女性委員の登用**
 - ・改選期を迎える審議会等を所管する課室に対し、女性委員比率向上の取組み（委員の共同公募など）を依頼するとともに、人材の発掘・育成を行い、女性の政策・方針決定過程への参画について推進を図ります。
 - ・平成21年度改選期を迎える審議会所管課に対し、女性人材の発掘、人選における慣例や職務指定規定の見直しなど、女性委員比率向上の取組みを依頼します。（3月）
 - ・男女共同参画推進員研修会等を通じて、審議会等における女性委員比率向上の必要性について研修を実施します。（7月～8月）
 - ・政策・方針決定過程へ参画できる女性人材を育成するセミナーを開催します。（9月～11月）
 - ・女性人材リストの整備と情報提供を行います。
- **パブリックコメントの対象の拡大**
 - ・「秋田県県民意見提出手続に関する要綱」改正について引き続き検討を進めるとともに、検討結果を踏まえて対象を拡大します。（5月～12月）

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状（年度）	20年度	21年度	22年度
			6	5	5
■審議会等の統廃合数	件	（19年度）	5	—	—
		達成率	100.0%	—	—

(4) 適正な公共調達を行うための取組

一連番号 57

所管部課	建設交通部 建設管理課	TEL	2 4 2 6
	建設交通部 技術管理室		2 4 1 8
	出納局 総務事務センター		1 0 6 0

1 プログラムに掲げる取組

- 全ての工事に条件付き一般競争入札を導入（指名競争入札の原則廃止）するとともに、過度な低入札受注の排除・防止に向けてダンピング対策を強化します。また、工種・金額に応じた応札可能業者数のあり方を検討します。
- 総合評価落札方式や施工能力重視型入札等の多様な入札・契約方法を活用するとともに、適用工事の拡大を図ります。
- ◎ 土木関係建設コンサルタント業務委託について、条件付き一般競争入札の導入を進めます。また、その他の建設コンサルタント業務についても試行を拡大し、導入を検討します。
- ◎ 250万円を超える印刷物の発注について、地域や印刷設備等の入札参加資格要件を付した条件付き一般競争入札の導入を進めます。

2 平成20年度の取組結果

- 平成20年4月より条件付き一般競争入札を全面的に導入し、指名競争入札を原則として廃止しました。
- 過当競争の激化による経営環境の悪化を抑止するため、平成20年10月より最低制限価格の引上げ等の低入札対策を行いました。
- 厳しい経営環境にある建設業の現状を考慮し、現行の地域振興局を基本とした枠組みを当面は継続することとしました。
- 施工能力重視型入札について、3件実施しました。
- 総合評価落札方式の適用工事の拡大を実施しました。
- 土木関係建設コンサルタント業務（予定価格が3百万円以上）及び建築関係建設コンサルタント業務（予定価格が5百万円以上）において条件付き一般競争入札を試行しました。
全ての測量、地質調査、補償コンサルタント及び環境調査業務において条件付き一般競争入札試行しました。（10月～）
- 平成20年4月から、250万円を超える印刷物の発注に係る入札方法を、これまでの指名競争入札から条件付き一般競争入札に変更しました。

3 平成21年度の取組内容

- **入札制度**
 - ・引き続き、条件付き一般競争入札の全面的導入を継続します。（年度当初より継続実施）
 - ・低入札対策について、入札の状況等を検証しながら必要に応じ見直しを図ります。
 - ・建設業の経営環境の変化や広域行政の進展、その他の状況を見極めながら引き続き応札可能業者数のあり方を検討します。
 - ・施工能力重視型入札については、そのあり方を見直しし、より発注・参加しやすい入札制度を検討します。
- **総合評価落札方式の拡大**
 - ・総合評価落札方式の適用工事のさらなる拡大を実施します。（4月から実施済み）

○ **建設コンサルタント業務**

- ・土木関係建設コンサルタント業務（予定価格が3百万円未満）及び建築関係建設コンサルタント業務（予定価格が5百万円未満）においても条件付き一般競争入札を試行します。
(4月から実施済み)

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■総合評価落札方式適用工事割合 (適用工事件数/4,000万円以上の工事件数×100)	%	目 標	19.7	30	40	50
		実 績	(18年度)	29.3	—	—
		達成率		97.7%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■施工能力重視型入札実施件数	件	目 標	2	5	7	10
		実 績	(18年度)	3	—	—
		達成率		60.0%	—	—

指 標 名	単位		現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■建設コンサルタント業務の条件付き一般競争入札の実施割合	%	目 標	0	20	50	100
		実 績	(18年度)	29.6	—	—
		達成率		148.0%	—	—

(5) 内部通報制度の充実

一連番号 58

所管部課 知事公室 総務課
教育庁 総務課
警察本部 監察課

TEL 1054
5115
2938

1 プログラムに掲げる取組

◎ 職員の非違行為を防止するため、これまで設置していた公益通報の内部受付窓口に加え、新たに弁護士等外部の有識者による独立した通報窓口を設置します。

2 平成20年度の取組結果

内部通報に係る事務処理の適正を確保するため、外部窓口を設置しました。(19年11月設置)

(6) 職員の営利企業への再就職の制限

一連番号 59

所管部課 知事公室 総務課
総務企画部 人事課

TEL 1054
1043

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 適正な公共調達を確保するため、職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員等からの働きかけを防止する措置を講じます。

2 平成20年度の取組結果

- **営利企業への再就職の自粛**
本庁課長級以上の職にある職員に対し、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するよう求めました。
- **営利企業へ再就職した者の営業活動等の制限**
退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した者に対し、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するよう求めました。
- **誓約書の提出**
退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職しようとする職員（職員であった者を含む。）に対し、その再就職のつど、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛する旨の誓約書を県に提出するよう要請しました。
- **職務に対する働きかけについての取扱要綱の策定**
退職した県職員等からの不当な働きかけを抑止するため、公共事業の契約・発注関係等について不当な働きかけを受けた場合の手続きを定め、周知を図りました。（11月～）

3 平成21年度の取組内容

- **営利企業への再就職の自粛**
本庁課長級以上の職にある職員に対し、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するよう求めます。
- **営利企業へ再就職した者の営業活動等の制限**
退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した職員であった者に対し、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するよう求めます。
- **誓約書の提出**
退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職しようとする職員（職員であった者を含む。）は、その再就職のつど、退職後2年間は県への営業活動等を自粛する旨の誓約書を県に提出するよう求めます。

5 第三セクターの徹底的な見直し

(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

一連番号 60

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 プログラムに掲げる取組

- 「第2次第三セクター整理合理化指針（平成17年～19年）」による取組の実績を踏まえ、新たに「第3次第三セクター整理合理化指針」を策定します。
- 経営改善等の取組が必要な法人を選定し、「第3次第三セクター整理合理化指針」に基づいて具体的な改善目標を掲げ、改善の取組を着実に推進します。

2 平成20年度の取組結果

- 第2次第三セクター整理合理化指針（平成17年12月策定）の取組実績を踏まえて取組目標を再点検するとともに、新たに8法人を加え、所管課及び第三セクターと協議・調整の上、第3次整理合理化指針を策定しました。（11月）
- 所管課を通じた指導等により、20年度中に5法人の目標達成を実現しました。

3 平成21年度の取組内容

「第3次第三セクター整理合理化指針」に基づいて、所管課を通じた指導等により、21年度中に6法人の目標達成を実現します。

- ・ 21年5月 第3次第三セクター整理合理化指針の取組実績のヒアリング
- ・ 22年3月 目標達成状況の確認

4 数値目標及び実績

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
■ 第3次第三セクター整理合理化指針目標達成累計法人数	目 標	—	7	12	23
	実 績	(19年度)	5	—	—
	達成率		71.4%	—	—

(2) 経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進

一連番号 61

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 プログラムに掲げる取組

- 第三セクターの法人個々の経営状況を踏まえ、経営評価・指導を集中的に行い、一層の経営合理化・効率化を進めます。
- 職員の採用については、透明性・公平性の確保のため、引き続き共同採用試験を実施します。また、職員の資質向上や法人の活性化を図るため、引き続き第三セクター間や県との積極的な人事交流を進めます。
- 県退職者を含む県の人的関与は、第三セクターの自主性・機動性を損なわないよう必要最小限にとどめます。県関係者による常勤役員への就任に当たっては、氏名を公表し透明性に配慮するとともに、その経営責任を明確にします。

2 平成20年度の取組結果

公認会計士による経営評価を実施するとともに、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表により第三セクターの経営状況・経営評価を公開し、一層の経営合理化・効率化を進めました。第三セクターの職員の透明性・公正性確保のため、共同採用試験を実施しました。所管課及び第三セクターに対し、人事交流の促進に向けて積極的に検討するよう指導するとともに、交流調整法人が21年度の人事交流計画を作成しました。

3 平成21年度の取組内容

- **経営評価・指導の実施**
公認会計士による経営評価を実施するとともに、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表により第三セクターの経営状況・経営評価を公開し、一層の経営合理化・効率化を進めます。
 - ・ 8月 公認会計士によるヒアリング
 - ・ 9月 秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表の公表
- **共同採用試験の実施**
第三セクターの職員の透明性・公正性確保のため、共同採用試験を実施します。(10月、1月)
- **人事交流の推進**
所管課及び第三セクターに対し、人事交流の促進に向けて積極的に検討するよう指導するとともに、交流調整法人が22年度の人事交流計画を作成します。
 - ・ 4月～ 所管課及び第三セクターに対する人事交流促進の指導
 - ・ 11月 各部局からの翌年度の人事交流計画の報告
 - ・ 22年3月 交流調整法人による人事交流計画の作成
- **退職者の再就職に係る透明性の確保**
これまでの取組を継続するとともに、更なる公平性、透明性を図るため、次の取組を検討します。
 - ・ 氏名の公表の対象者を本庁課長級以上から県退職者全てとすること
 - ・ 第三セクター等から県への就任要請内容(職務内容、課題、ポスト等)と、その結果(再就職先での業務実態、報酬等)を公表すること

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
■人事交流実施法人数(派遣法人・受入法人の計)	目 標	10	10	12	14
	実 績	(19年度)	12	—	—
	達成率		120.0%	—	—

(3) 経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し

一連番号 62

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

1 プログラムに掲げる取組

- ◎ 第三セクターの経営状況や改善に向けた取組状況を、より客観的に評価し、法人自らが改善へ向けた取組を促進させることができるよう、新たな「経営改善指標・事業成果指標」の設定を行います。
- ◎ 新たに、「顧客満足度調査」の結果を受けて実施する取組の状況を公表し、県民ニーズに即したサービスの向上を進めます。

2 平成20年度の取組結果

- 第三セクターの経営状況等を的確に把握し、法人自らが経営改善に向けた取組を促進するため、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表で設定している「経営改善指標・事業成果指標」の見直しを行い、より適切な指標を設定し、実績とともに公表しました。
- 顧客満足度調査の結果を受けて各第三セクターが実施するサービス改善のための取組状況を、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表に掲載し、公表しました。

3 平成21年度の取組内容

- 「経営改善指標・事業成果指標」の公表
第三セクターの経営状況等を的確に把握し、法人自らが経営改善に向けた取組を促進するため、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表で設定している「経営改善指標・事業成果指標」の実績を公表します。(9月)
- 顧客満足度調査を反映した取組の公表
顧客満足度調査の結果を受けて各第三セクターが実施するサービス改善のための取組状況を、秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表に掲載し、公表します。(9月)

4 数値目標及び実績

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
■顧客満足度調査を反映した取組を公表し、実施した法人の割合	%	目 標	0	100	100	
		実 績	(19年度)	100	—	—
		達成率		100.0%	—	—